

# 要 請 項 目

# 石油コンビナート地域の強靱化について

【内閣府・総務省・厚生労働省・経済産業省・国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 地震被害想定を踏まえ、消防法、高圧ガス保安法、毒物及び劇物取締法等の技術基準の妥当性を検証し、耐災害性の向上や防災体制の強化を図ること。
- 2 災害時のエネルギー供給等の観点から、事業者が行う液状化対策や護岸改修等の津波・高潮浸水対策等への支援の継続と拡充に取り組むとともに、年度当初の定期改修等の事業執行であっても活用可能となる柔軟な制度運用を図ること。
- 3 経年劣化した施設の維持管理技術の開発や施設改修への支援の取組、また、高度な知識や技術が要求されるコンビナートの防災対策を担う保安人材育成の支援の取組を進めること。

## ■ 要請の背景

- 首都直下地震の被害想定においては、東京湾沿岸石油コンビナート地区の特定事業所における危険物製造所等の施設にて内容物等の流出約 60 施設、破損等約 730 施設の被害が想定されており、周辺地域への影響に加え、首都圏全体の市民生活や経済活動への多大な影響も懸念されることから、想定される地震の発生頻度や切迫性に応じた取組が必要です。
- 国においては、東日本大震災や地震被害想定調査結果等を踏まえ、危険物施設等の技術基準の見直しや検証の実施とともに、災害時のエネルギー安定供給の観点から石油出荷設備等の強化や民有護岸の耐震改修に対する支援、加えて、IoT 等を導入した産業保安の支援など、強靱化に向けた取組や人材育成の取組が必要です。
- 石油コンビナート地域における強靱化は、国、自治体及び事業者の役割に応じた取組が必要となりますので、国においては防災・減災対策の公的な支援の必要性、あり方について検討するとともに、実効ある対策を推進することが必要です。

## ■ 効果等

- 防災力、耐災害性の向上による首都圏の市民生活及び経済活動への影響の軽減
- 災害時におけるエネルギーの安定供給と速やかな復旧・復興

## (石油コンビナート地域の強靱化について)

### 石油コンビナート地域を含む川崎臨海部の現状

- ・約2,700の事業所が立地・約71,000人が就業
- ・石油精製、鉄鋼、化学、電力、ガス等の多様な産業が集積しており、エネルギー産業が集まった日本を代表する石油コンビナート地区であり、本市のみならず、首都圏全体の市民生活や経済活動を支えている大変重要な地域。
- ・立地企業は多くの危険物を取り扱っていることから一定の災害対策を講じているものの、大規模災害時には周辺地域への影響に加え、市民生活や経済活動への多大な影響が生じる恐れがある。

### ＜東京湾沿岸石油コンビナート地区の特定事業所における首都直下地震の被害想定＞

内容物の流出 約60施設  
破損等 約730施設

甚大な被害

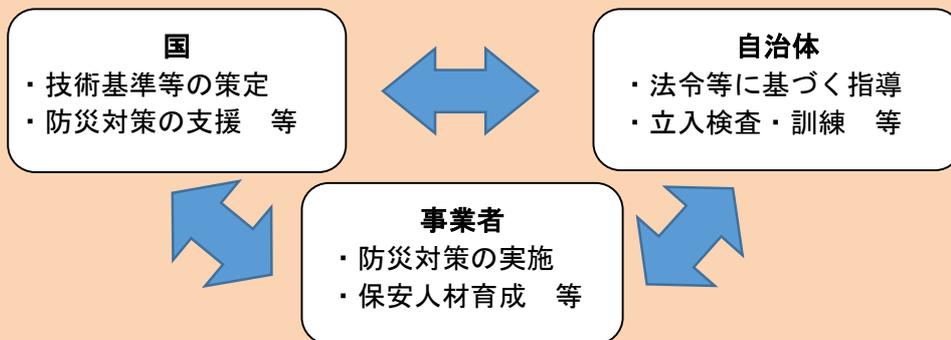
防災対策が  
必要

首都直下地震対策、国土強靱化に基づく取組

川崎市では、以下の計画を策定

臨海部で想定される主な災害の未然防止と拡大防止を目的とした「川崎市臨海部防災対策計画」  
強靱化に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため「かわさき強靱化計画」

### 国、自治体、事業者が役割に応じ、連携して、 防災対策に取り組むことが必要



取組を推進する  
ために

国は首都直下地震の被害想定等を踏まえ、

- ・法令等に基づく技術基準の妥当性の検証や必要に応じた見直し
- ・事業者の行う防災対策を支援する補助制度等の継続、弾力化
- ・IOT等による維持管理技術の開発・活用の促進や施設改修への継続支援
- ・事業者が行う保安人材育成への継続支援

が必要

# 外国人材の受入れ・共生のための施策の充実について

【総務省・法務省】

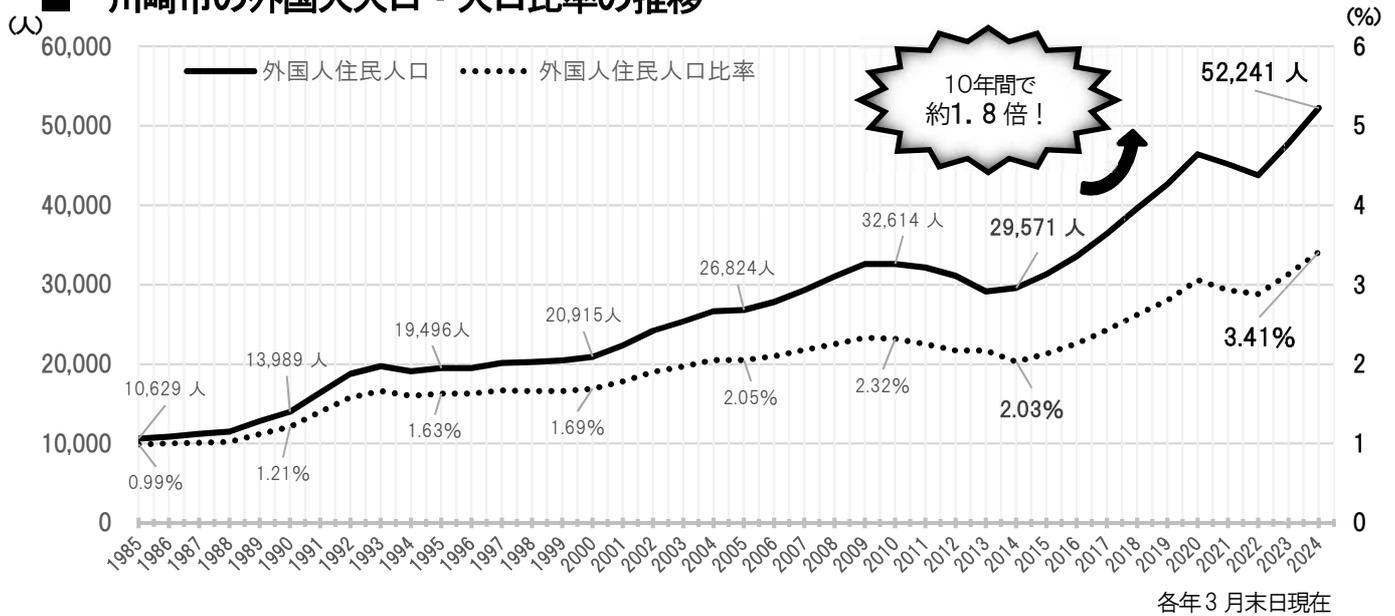
## ■ 要請事項

- 1 外国人との共生社会の実現に向けた基本となる法律を整備すること。
- 2 地方自治体が外国人の支援ニーズにきめ細かく即応できるよう、財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 現在、川崎市には140を超える国・地域からなる約52,000人の外国人が生活しています。その数は、コロナ禍の影響があったものの10年間で約1.8倍増加し、外国人住民人口・人口比率は過去最高となり、今後もさらに増加が見込まれる中、多様な言語・文化的背景を持つ外国人が地域で安心して生活できるよう、支援ニーズにきめ細かく即応する必要があります。
- 外国人との共生社会の実現に向けた取組は、将来にわたる国全体の課題であるものの、現在では法的な位置付けがないまま、地方自治体独自の取組として実施されており、財政状況や支援に対する専門的な知見の有無などによって違いが生じています。
- 国と地方の役割と責任を明確にし、国と地方が一体となって共生社会の実現に向けた取組を推進するため、基本となる法律を整備することにより、共生に関わる各主体が連携を図りながら効果的に取組を進めることや、国全体として必要な取組を地域の実状に応じてきめ細かく実施することができます。
- 本市では、外国人の支援ニーズにきめ細かく即応するため、様々な取組を実施していますが、その中でも独自の取組や、財政措置があっても上限額や交付率などが定められている取組については大きな負担となっています。将来にわたり共生社会の実現に向けた取組を着実かつ持続的に実施していくことができるよう、自治体が地域の実情に応じて柔軟に活用することができる財政支援メニューや、外国人人口の規模に応じた弾力的な財政措置などが必要です。

## ■ 川崎市の外国人人口・人口比率の推移



## ■ 外国人相談件数の推移

年度	H30(2018)	R1(2019)	R2(2020)	R3(2021)	R4(2022)	R5(2023)
相談件数 (件)	1,558	1,702	2,895	2,976	3,314	2,812

5年間で  
約1.8倍!

## ■ 川崎市の取組例

多文化共生社会推進指針	外国人市民代表者会議	外国人市民意識実態調査
広報資料の多言語化	やさしい日本語ガイドライン	外国人市民情報コーナー
SNSによる情報発信	外国人相談窓口の充実	区役所総合案内の多言語化
通訳サービス・音声翻訳機の活用	ボランティアの育成	外国人介護人材の受入れ
居住支援	日本語指導が必要な児童生徒の支援	識字・日本語学習活動

法的な位置付けがなく、  
自治体により取組に差異

### 共生社会の実現に向けて

- 国と地方の役割と責任を明確化、一体となった取組を推進するため
  - ➡ 共生社会を推進する法律の整備が必要
- 取組の着実かつ持続的な実施のため
  - ➡ 支援ニーズにきめ細かく即応できる財政措置が必要

# 戸籍証明書等の氏名の振り仮名追加のための事業の推進について

【法務省】

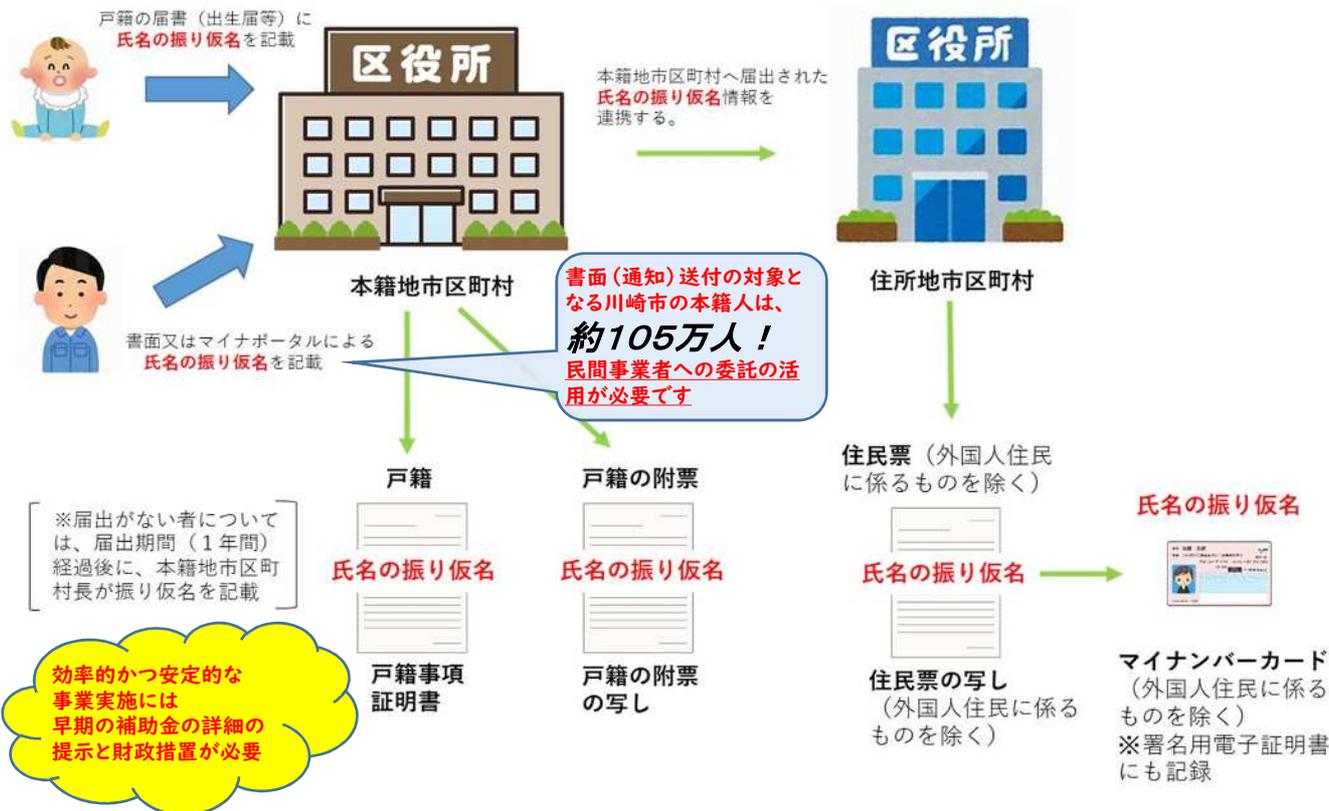
## ■ 要請事項

- 1 戸籍証明書等の氏名の振り仮名追加のための事業に係る国庫補助負担金の詳細を早期に提示すること。また、当該事業に係る経費を国が全額負担するよう確実な財政措置等を行うこと。
- 2 安定して事業を進めるため、各市区町村で担う振り仮名の届出手続に係る事務運用を明確化し、外部委託可能な範囲を早期に示すこと。

## ■ 要請の背景

- 氏名の振り仮名を追加するためのシステム改修費用に係る補助金については、国から「社会保障・税番号制度システム整備補助金」により措置されましたが、補助上限額が実際の補助対象経費と比べ不足しており、自治体の財政負担が大きいことが課題となっています。
- システム改修を除く氏名の振り仮名を追加するための本籍人に対する振り仮名の確認の通知の作成及び発送、当該通知に対する問合せ、届出の受領等に生じる経費に対する補助金の詳細がいまだ示されていないため、早期に提示されること及び当該事業に係る経費を国が全額負担するよう確実な財政措置等の必要があります。
- 国から氏名の振り仮名を追加するための改正戸籍法等の施行時期は、令和7（2025）年5月を軸に検討中と示されていますが、自治体が担う各業務工程の詳細が明示されていないため、円滑かつ安定的に事業を実施するためには、早期の明示が必要です。
- 本市は、指定都市であり、人口規模が他都市と比べて大きいことから、民間事業者への委託を活用し、効率的に事業を進めていく必要がありますが、いまだに委託可能な範囲が明確に示されていないため、早期に具体的な委託可能な範囲について、国から明示してもらう必要があります。

## ■国が想定する氏名の振り仮名登録の流れ



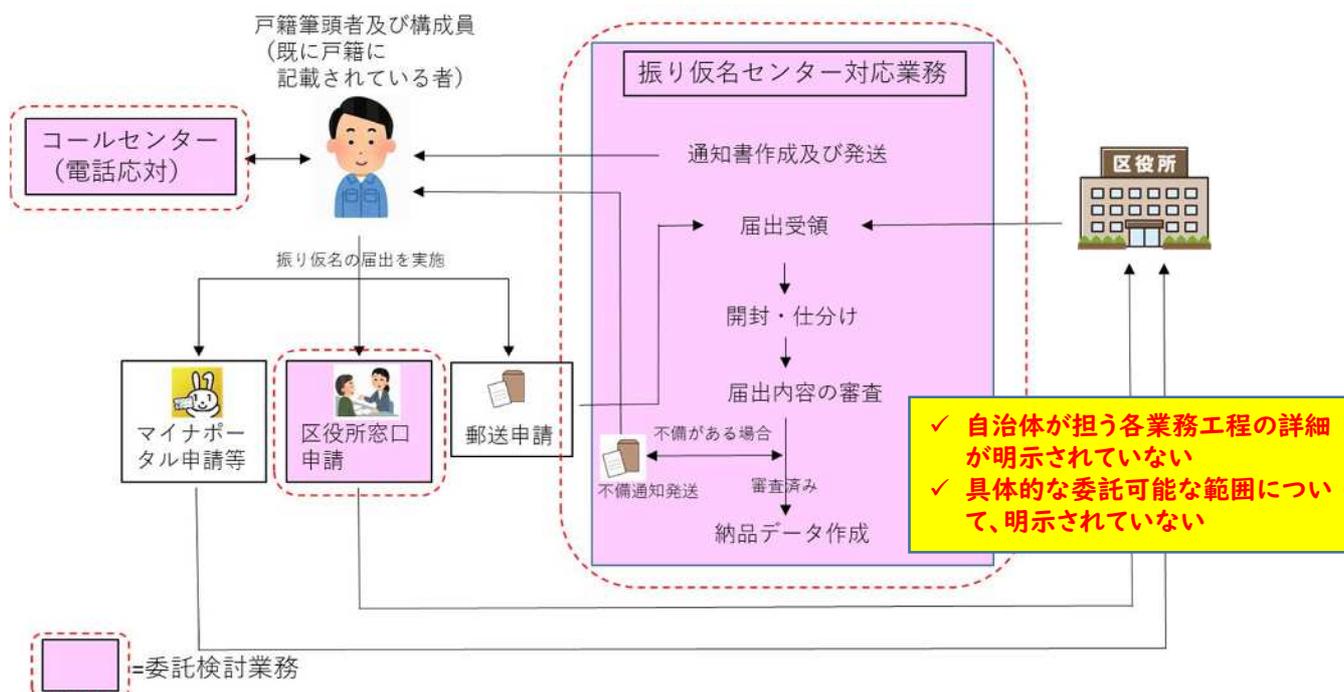
## ■振り仮名届出にかかる川崎市想定業務フローについて

### 【想定届出フロー】

- ・本籍地の自治体から戸籍筆頭者及び構成員宛てに届出書を発送する。
- ・届出は以下、3パターンを想定。  
A：マイナポータル経由で届出を行う。  
B：区役所窓口で届出を行う。  
C：郵送で届出を行う。

通知の発送、受領及び登録業務等の対象者は**約105万人**。  
効率的かつ安定的な事業実施には民間事業者への委託の活用が必要。

※施行日から1年以内に届出が無い場合は、区長の権限で通知書に記載された振り仮名で職権登録する。



# 物価高騰を踏まえた保育所等への対応について

【こども家庭庁】

## ■ 要請事項

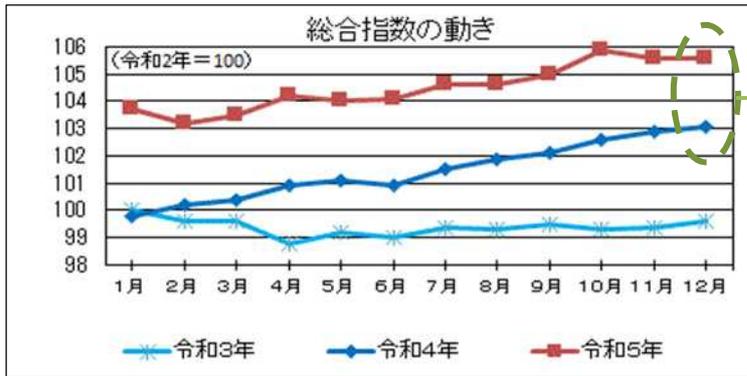
エネルギー価格等の物価高騰の影響が長期化する中、保育所等の運営事業者が安定して保育を提供することができるように、また利用者が大きな負担を抱えることなく保育を受けることができるように、必要な財政措置を行うこと。

## ■ 要請の背景

- 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金による助成対象となっていたように、保育所等の運営事業者は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大への対応に追われる中で、令和3年度以降のエネルギー価格等の物価高騰により、光熱費支払いの負担が増加するなど、特に大きな影響を受けました。
- 国においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金や電気・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金等により地域の実情に応じたきめ細かな支援を強化してきたところではあり、本市ではこれまでこうした国の補助金等を活用し、保育所等に対して、給食費や光熱費等の補助を実施してきましたが、いまだエネルギー価格等の物価高騰の収束が見通せない状況は続いています。
- 特定教育・保育に要する費用として保育所等に支給する公定価格は、物価高騰等がすぐに単価に反映されるものではなく、これまで保育所等へは、単年度の国の補助金を活用した支援を続けてきました。
- 物価高騰により保育所等運営の先行き不透明な状況においては、実施の有無が確定的でない単年度の補助事業により保育所等を支援するのではなく、物価高騰分を国の公定価格に適時・的確に反映させ、例月給付の中で安定的な支援を行う必要があります。これは実費徴収等による保護者への負担の転嫁を防ぐことにもつながります。
- 保育所等における施設整備事業においては、近年の建築工事費上昇により事業者の負担が著しく増加し、入札不調や工事遅延を生じる原因になっており、適正な施設整備費補助金を確保し、安定的に計画に沿った施設整備の推進を図るため、施設整備費補助の拡充が必要です。

## ■ 物価高騰の影響

<川崎市消費者物価指数 (R5/総合指数ベース) >



令和5年度 12月  
川崎市消費者物価指数：105.6  
(対前年同月比：+2.4%)

依然として物価高騰傾向が続いており、特に、保育所等における給食費等の負担は大きい。  
※保護者にまで負担の皺寄せがいく事態も散見される状況

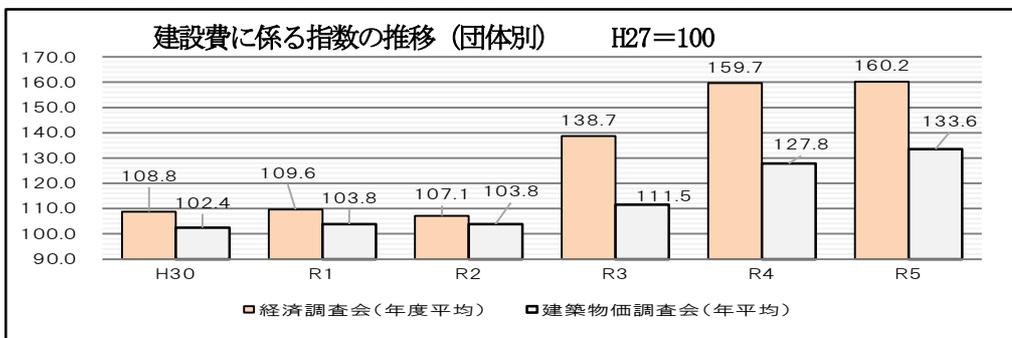
<川崎市による事業者への支援実績>

年度	実績額
R 4	2.4 億円
R 5	4.7 億円

\*新型コロナウイルス感染症対応  
地方創生臨時交付金等を活用した  
国庫補助事業

令和6年度に入ってもなお、物価高騰に対する保育事業者の支援ニーズは大きく、不透明な単年度型の補助事業ではなく、例月の給付の中で継続的・安定的に支援していくことが求められている。

○物価高騰に伴い、建築工事費も上昇。事業者の負担が著しく上昇



○本市の状況

令和2年度以降、施設建設に要する工事金額が大幅に上昇しており、入札不調や工事遅延を生じる原因になっている。

○本市の対策

事業者による建築仕様の見直しによる自助努力も限界を超えており、安定的な施設開所のため、令和5年度は新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、14.5%相当分補助単価を引き上げて支援を実施。【計0.3億円】

例：民間保育所増改築事業 建築工事費補助単価を 310 千円/㎡⇒355 千円/㎡に変更

建築資材の高騰を的確に補助単価・補助率に反映し、施設整備補助の拡充を行うこと

この要請文の担当課 / こども未来局保育・幼児教育部保育第1課 TEL 044-200-2686  
こども未来局保育・幼児教育部保育第2課 TEL 044-200-3948  
こども未来局保育・幼児教育部幼児教育担当 TEL 044-200-3794  
こども未来局保育・幼児教育部保育対策課 TEL 044-200-3630

# 障害児・者支援事業の適切な財政措置について

【こども家庭庁・厚生労働省】

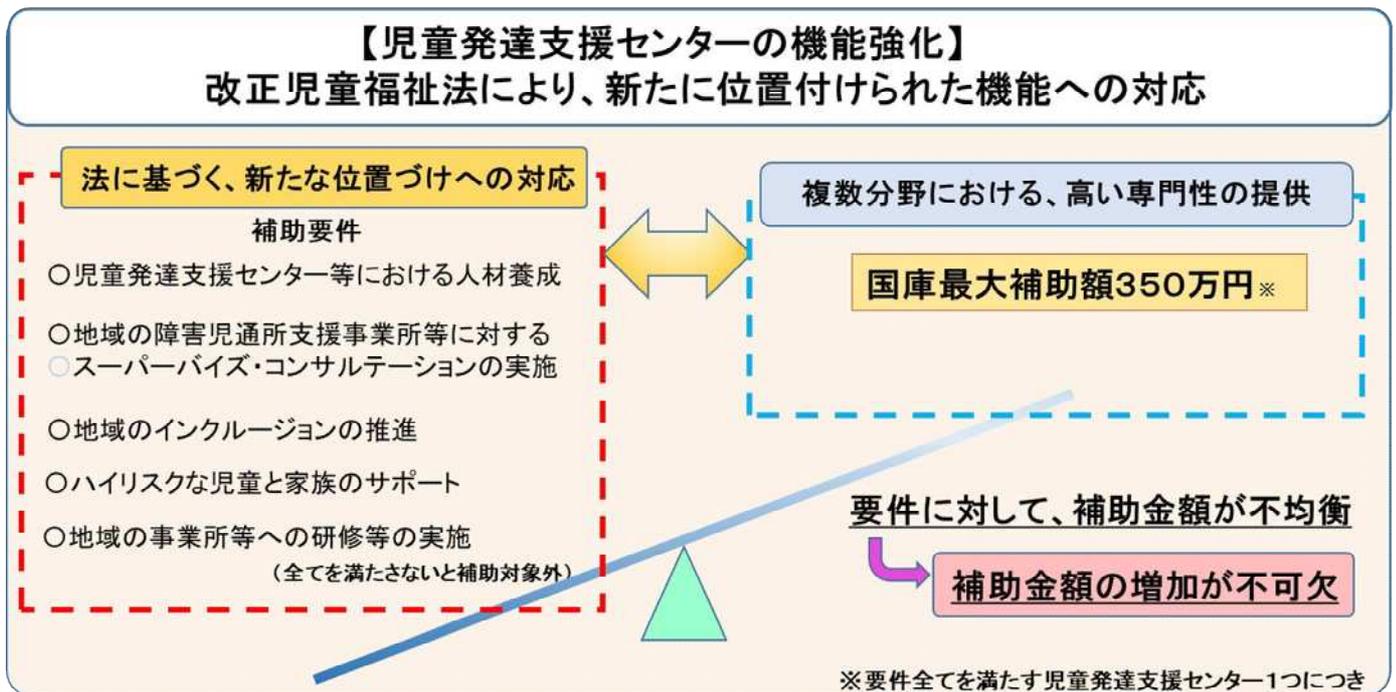
## ■ 要請事項

- 1 地域障害児支援体制強化事業について、改正児童福祉法において地域の障害児支援の中核を児童発達支援センターが担うための体制整備を補助する事業であるにも関わらず、補助金額が不十分なため、補助金額の増加を行うこと。
- 2 地域生活支援事業等について、本来は国が1/2、県が1/4で補助金を交付し事業を行うものであるが、満額補助されていない状況であるため、所要額を確保すること。

## ■ 要請の背景

- 児童発達支援センター（以下、センター）については、今までは他の事業所との明確な区別はありませんでしたが、児童福祉法の改正によりセンターは、地域の障害児支援に対する専門的な支援力の向上だけでなく、機能強化を行い、他の事業所に対してのスーパーバイズやコンサルテーション等の外部に対する支援者支援を行う等の新たな中核的な役割を果たすこととされました。
- 児童福祉法の改正によるセンターの機能強化に伴う整備に係る費用については、国と自治体の適正な分担が必要ですが、当該機能強化に対する国補助制度である「地域障害児支援体制強化事業」は、センター1か所あたり最大350万円と、専門人材1名確保もままならないため、地域障害児支援体制強化事業について補助額の拡充が必要です。
- 地域生活支援事業等については、移動支援事業や成年後見制度利用支援事業など、障害者総合支援法において実施が義務付けられた必須事業が複数設けられています。法によって義務付けられた事業がある中で、国が定めた事業要綱に記載された補助額が満額補助されないことが継続している状況は、多額の財政負担を生じさせているため、速やかな財政措置を講ずることを求めます。

## ■ 法に基づき児童発達支援センターに求める機能とその補助額



## ■ 地域生活支援事業等と本市に対する補助金の交付状況

※国・県の補助率：国1/2、県1/4

(単位：千円)

	対象経費	国庫補助額	県補助額	充足率
平成30年度	1,520,439	459,791	229,895	60.48%
令和元年度	1,615,968	466,420	233,210	57.73%
令和2年度	1,534,313	474,429	237,214	61.84%
令和3年度	1,833,652	441,589	220,794	48.16%
令和4年度	2,110,494	581,977	290,988	55.15%
令和5年度(見込み)	2,117,449			

児童発達支援センターの機能強化については、法改正及び国施策へ対応するための補助事業であり、国の求める人材養成や専門性の獲得等は十分な予算規模が必要なため、補助要件、補助金額の拡充が必要とされる。

地域生活支援事業等については、障害者総合支援法の目的達成のため、執行体制を国が十分に保証することが必要とされる。

この要請文の担当課／健康福祉局障害保健福祉部障害計画課

TEL 044-200-0079

健康福祉局障害保健福祉部障害者社会参加・就労支援課

TEL 044-200-0079

# 新興感染症等対応における十分かつ柔軟な財政措置について

【内閣官房・総務省・厚生労働省】

## ■ 要請事項

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた令和4（2022）年12月の感染症法一部改正に伴い、医療機関等に対する財政支援規定の新設や特措法の改正に伴う国庫補助負担率の嵩上げ規定等が新設されたが、法定事務以外の事務については財政措置は不明確であるため、都道府県及び保健所設置市等の「予防計画」に基づいた施策を実効的に行えるよう十分かつ柔軟な財政措置を講じること。

## ■ 要請の背景

- 令和4（2022）年12月の感染症法の一部改正に伴い、現行、補助・負担割合を規定している医療機関等に対する財政支援に係る費用負担については、現行の規定を前提とした上で、①設備整備の対象施設に協定締結医療機関等を追加、②宿泊・自宅療養者の公費負担医療及び流行初期医療確保措置に関する負担規定を新設、③協定締結医療機関等が実施する措置に関する補助規定が新設されました。
- 特措法の改正により、特措法及び感染症法に基づき実施される措置のうち、地方負担が発生する法定の事務について、国庫補助負担率の嵩上げ（特別の交付金の交付）規定が新設されました。
- 上記のように新型コロナウイルス感染症対応を踏まえて国の財政上の措置等の見直しが行われた一方で、新型コロナウイルス感染症対応の際に緊急包括支援交付金を活用したコールセンターの設置・運営やSMS一斉送信サービスなどは法定の事務以外の事務であり、これらの費用についての財政措置は明確化されていません。
- 次なる感染症危機に備え、都道府県並びに保健所設置市が予防計画に基づき主体的・機動的に感染症対策に取り組むために、十分かつ柔軟な財政的な裏付けが必要です。

## ■ 新興感染症等対応における十分かつ柔軟な財政措置について

### ● 令和4（2022）年12月に感染症法が改正され順次施行

➤ 医療機関等に対する財政支援規定が示された

★印は負担規定

	感染症指定医療機関等の設備整備（第60条等）	入院措置（第58条第10号等）★	検査（第58条第1号）★	建物の立入制限等の措置（第58条第8号等）★	消毒等の措置（第58条第5号等）★	宿泊・自宅療養者の医療（新設）★	協定締結医療機関等が実施する措置（新設）	流行初期医療確保措置（新設）★
<b>現行</b>	1/2 (都道府県と折半)	3/4 (都道府県等は1/4)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と一般市町村で折半する場合、1/3)	規定なし	規定なし	規定なし
	補助の対象機関の拡大					負担・補助規定の新設		
<b>改正案</b>	1/2 (※) ※ 特定・第一種・第二種感染症指定医療機関以外の協定締結医療機関、宿泊療養施設、検査機関を追加	3/4 (都道府県等は1/4)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と折半)	1/2 (都道府県等と一般市町村で折半する場合、1/3)	3/4 (都道府県等は1/4)	3/4 (都道府県等は1/4)	3/4 (都道府県は1/4) ※公費の中での負担割合

※保健所設置市は「都道府県等」に含まれる

### ● 令和5（2023）年4月に特措法が改正され順次施行

- 国庫補助負担率の嵩上げ規定及び地方債の発行に関する特例規定が設けられた
- ・ 次の感染症危機が生じた際に財源が不足しないよう、特措法及び感染症法に基づき実施される措置のうち、地方負担が発生する法定の事務について国庫補助負担率を嵩上げ（特別の交付金の交付）
  - ・ 建設事業債等に限定されている地方債を、新型インフルエンザ等の感染症対策等に要する経費についても発行できるように特例規定が設けられた

### ● 一方で、法定事務以外の事務等については、財政措置は規定されていない。

（コロナ禍における例）

- ・ SMS 一斉送信サービスの活用
- ・ コールセンター業務の委託 等

これらについては、緊急包括支援交付金等を活用したものの、次の新興感染症の流行時に同様の財政支援が行われるとは限らない。

新興感染症発生時に都道府県並びに保健所設置市等の「予防計画」に基づいた施策を実効的に行えるよう十分かつ柔軟な財政措置を講じること

# 政策医療の維持・強化にかかる支援の充実について

【総務省・厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 不採算医療である救急医療や小児救急医療、周産期医療等の政策医療について、将来にわたり安定的かつ持続可能な医療提供体制を構築するため、診療報酬及び補助金を大幅に引き上げること。
- 2 地域医療構想の具現化に向けた公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証要請等については、今後の新興感染症の拡大や頻発する大規模自然災害等への対応も見据えた慎重な議論を行うこと。

## ■ 要請の背景

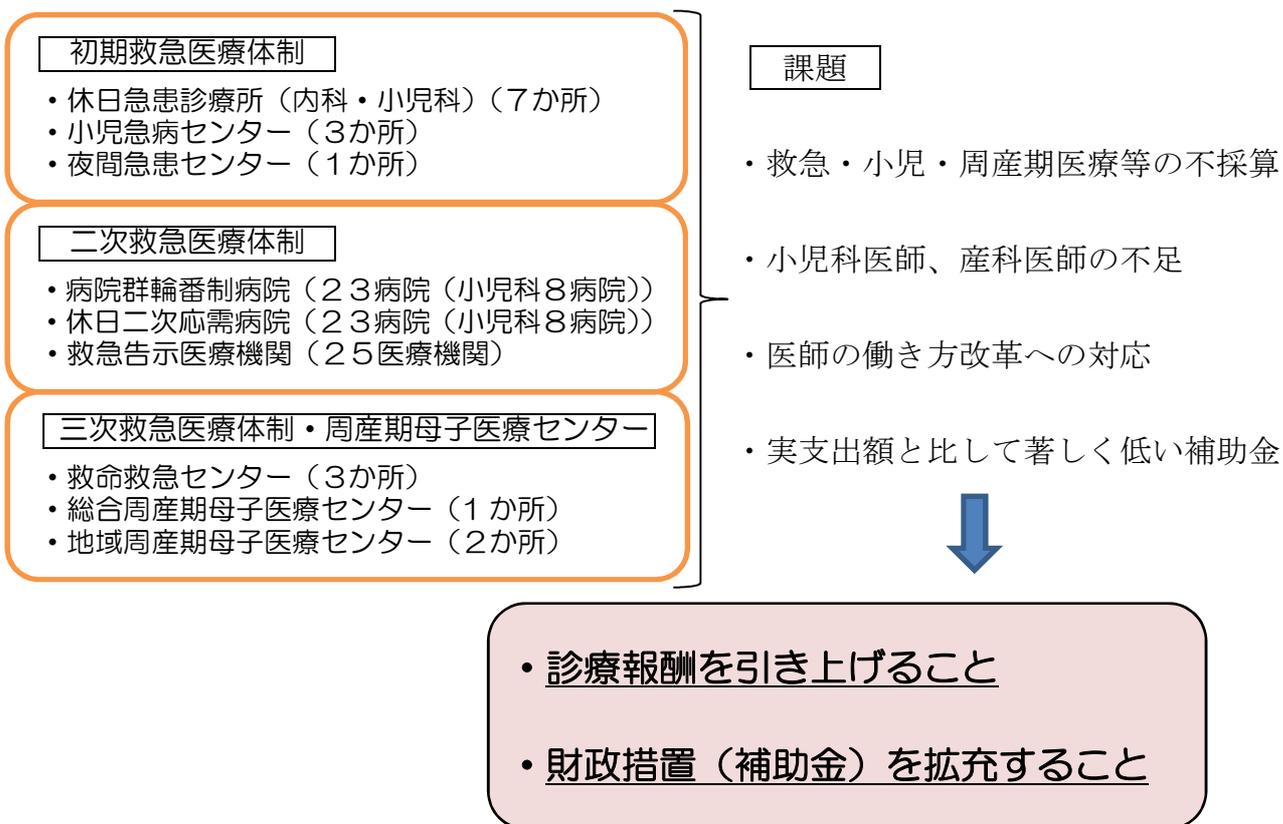
- 救急医療や小児救急医療、周産期医療については、国民の命と健康を守るため国が政策的に主導していますが、全国一律の診療報酬体系や現在の地方財政措置では、市町村に多大な財政負担が生じています。
- 将来にわたり安定的かつ持続可能な医療提供体制を構築するため、地域医療の確保において重要となる政策医療に対する国の支援の拡充が不可欠です。
- 今般の新型コロナウイルス感染症に係る医療提供において公立・公的医療機関が果たした役割を踏まえて、具体的対応方針の再検証では、今後の新興感染症の拡大や頻発する大規模自然災害等への対応を見据えた検討が求められます。

## ■ 主な費用

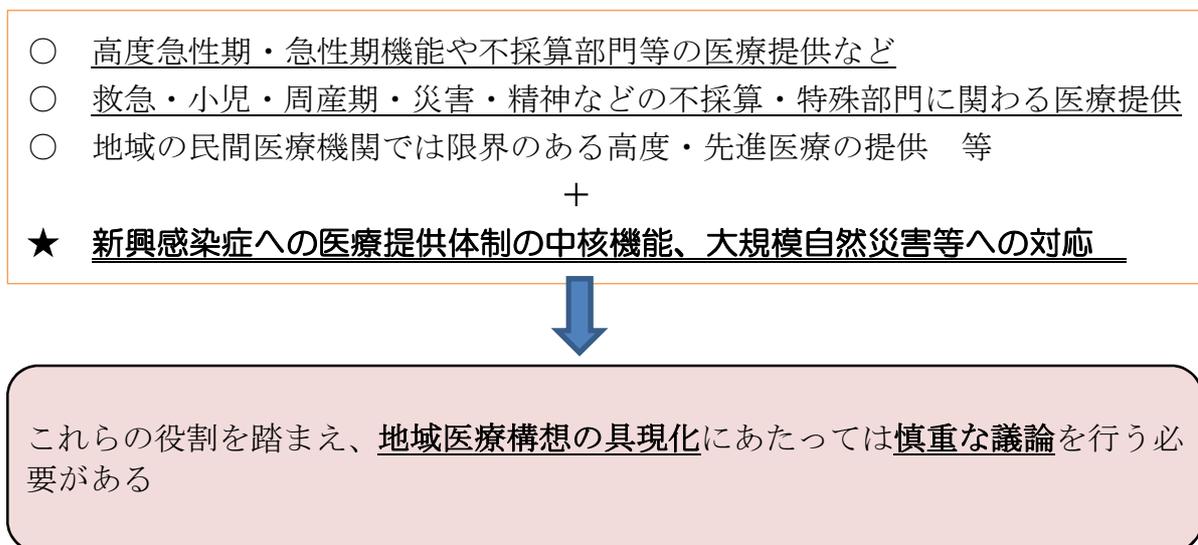
(単位：千円)

令和6年度予算	総事業費	財 源
救急医療関係事業	444,595	使用料 561 、一般財源 444,034
小児救急医療関係事業	384,005	国庫補助金 16,285 、県補助金 21,316 、 使用料 1,045 、一般財源 345,359
市立病院における小児救急医療 経費	372,202	医業収益 231,867 、一般会計繰入金 140,335
周産期救急医療事業	123,241	一般財源 123,241

## 救急・小児救急・周産期等の医療体制（川崎市）



## 公立・公的医療機関等が担うべき主な機能



この要請文の担当課／健康福祉局保健医療政策部地域医療担当 TEL 044-200-2428

# 予防接種事業の抜本的改革について

【厚生労働省】

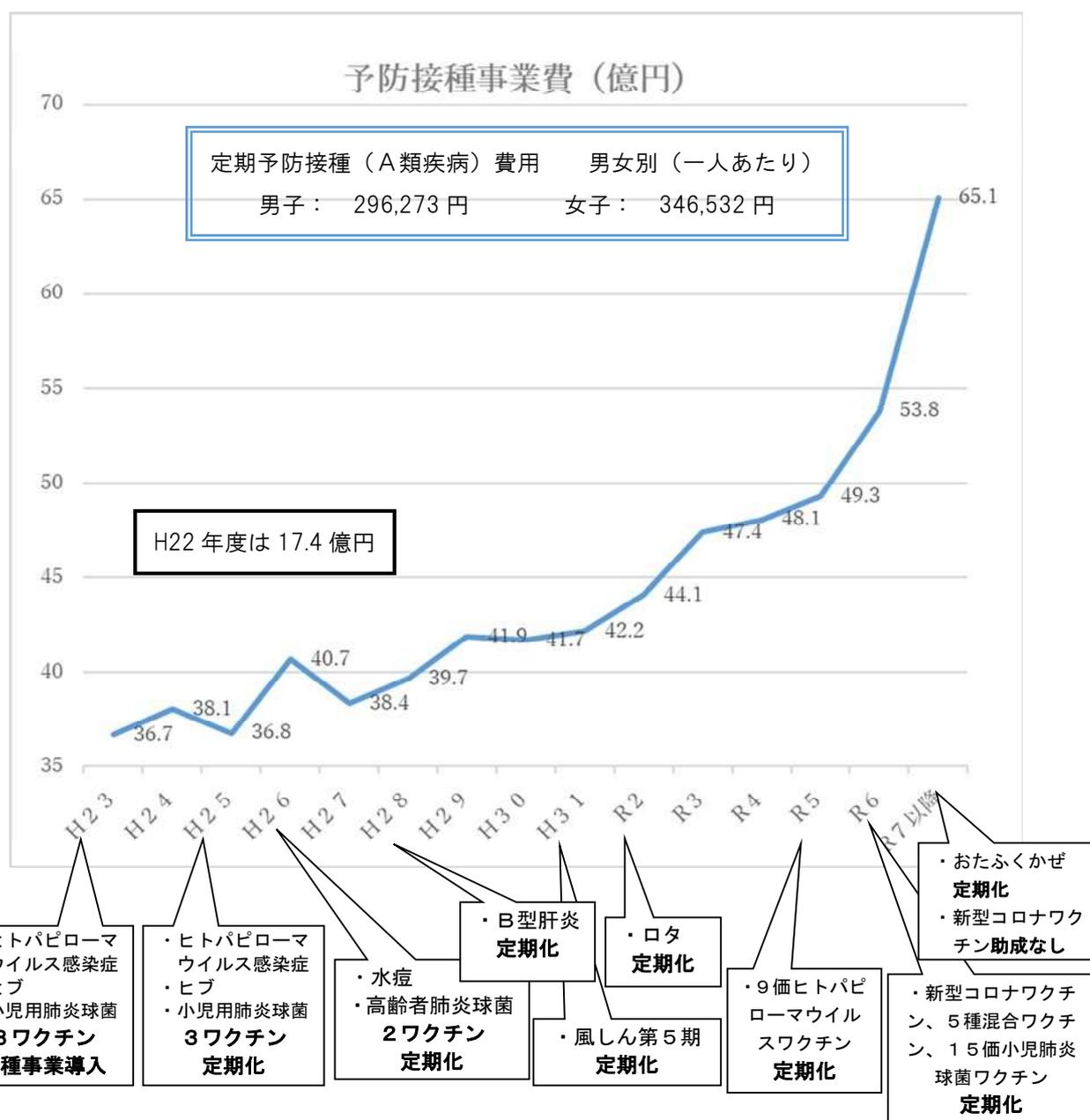
## ■ 要請事項

- 1 平成 24（2012）年 5 月に厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会で示された提言に従い、任意予防接種については、早期に定期接種化すること。
- 2 定期予防接種については、国の責任において、必要とする国民すべてが等しく接種できるよう、確実な財政措置を行うこと。
- 3 特別な理由による定期予防接種の再接種については、現在、任意予防接種で行われているが、これを定期接種化にすること。

## ■ 要請の背景

- 平成 24（2012）年に示された「予防接種制度の見直しについて（第二次提言）」において、ワクチンギャップに対応するため、必要なワクチンについては定期接種として位置付けるとされ、平成 25 年度以降、定期予防接種化が進んでおり、今後は、帯状疱疹、おたふくかぜの定期接種化についても検討されています。任意予防接種は、原則、全額自己負担となることを踏まえ、早期に定期化する必要があります。
- 予防接種法に基づき実施されている定期予防接種は、A類は事業費の 9 割、B類は事業費の 3 割が地方交付税措置されていますが、特に A類については、本市を含め、ほとんどの自治体が全額公費負担していることを踏まえ、制度やそれに係る国と地方の財政負担について抜本的な見直しを行い、措置を拡充する必要があります。
- 令和 6 年度は、新型コロナワクチンが B類の定期接種に位置付けられるとともに、5 種混合ワクチン及び小児の肺炎球菌感染症に沈降 15 価肺炎球菌結合型ワクチンが A類の定期接種に位置づけられます。
- 新型コロナワクチン接種事業については、一部国の助成が見込まれていますが、令和 7 年度以降は未定であり、自治体負担の拡大が懸念されます。
- 特別な理由による定期予防接種の再接種については、「予防接種による感染症の発生及びまん延の予防は公衆衛生上重要であること」「予防接種による健康被害時の救済制度が定期予防接種の方が手厚いこと」から定期接種化が望ましいと考えます。

# 本市における予防接種事業の財政負担



任意接種のおたふくかぜワクチンが定期予防接種化され、  
 新型コロナワクチンの助成がなくなった場合の本市負担額  
**53.8億円 → 65.1億円**

※ 带状疱疹ワクチンが定期接種化された場合はさらなる増額が見込まれる。

**定期予防接種の拡充と地方自治体の負担増は相互に関係しており、  
 予防接種事業の抜本的改革が不可欠である。**

この要請文の担当課／健康福祉局保健医療政策部予防接種企画担当 TEL 044-200-1086

# セーフティネットの更なる充実等について

【厚生労働省】

## ■ 要請事項

- 1 生活保護費については、全額国庫負担とすること。
- 2 生活困窮者自立支援法に位置付けられている事業を確実に実施するため、必要な予算措置を行うこと。特に、生活困窮家庭の子どもへの学習支援事業及びホームレスの自立支援事業については、全額国庫負担とすること。

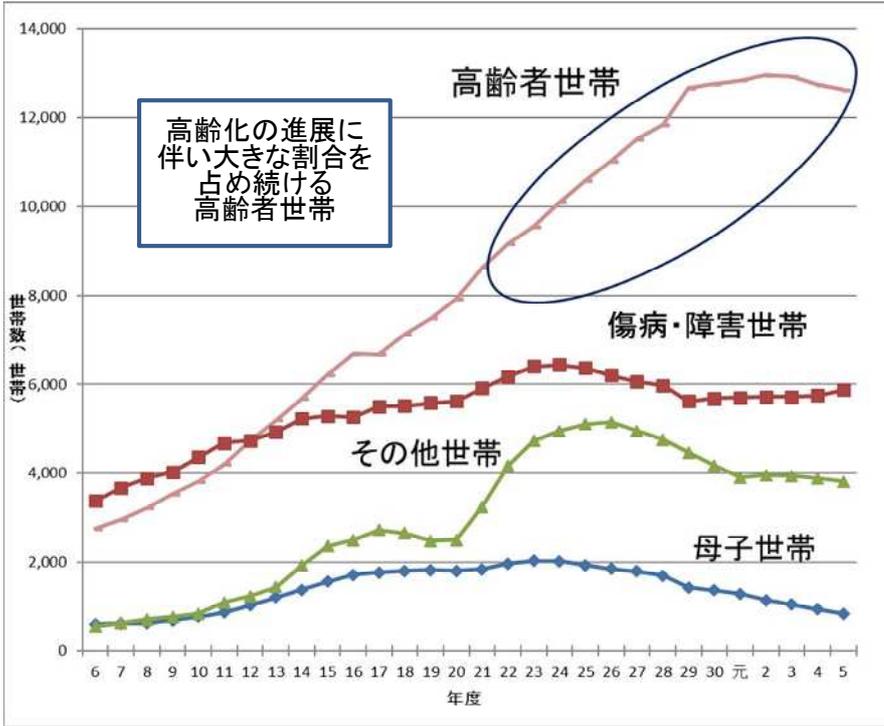
## ■ 要請の背景

- 生活保護制度の適正化に向け、指定都市市長会及び全国市長会を通じ、社会保障制度全般のあり方の見直しとともに、生活保護制度の抜本的な見直しを提案してきました。また、超高齢社会の進展に伴い、今後も高齢者世帯は大きな割合を占め続けることが見込まれています。生活保護制度は、憲法第 25 条の理念に基づき、国の責任において全国一律に実施する制度であり、国がその費用の全額を負担すべきものです。
- 生活困窮者自立支援制度は、対象者が生活保護に至る前に、早期に支援を行う第 2 のセーフティネットとしての役割を担っているものです。自立相談支援事業等においては、多様で複合的な課題を抱える多くの相談者により丁寧な寄り添い型支援を効果的に実施することが必要です。また、学習支援事業は、進学に向けた学習の支援だけでなく、居場所提供や生活習慣習得支援など「貧困の連鎖防止」に向けた取組として重要な役割を果たしています。ホームレスの自立支援事業については、現に施策を講じている自治体に財政負担が集中することのないよう、総合的な対策の推進が必要です。これらを勘案し、基準額の加算措置を継続した上で、平成 27（2015）年の法施行以前と同様、国がその費用の全額を負担すべきものです。

## ■ 本市の取組

- 就労に向けた支援を要する生活保護受給者等に対し、国の補助金を積極的に活用し、多様な支援に取り組んできた結果、保護脱却を含む経済的自立に結びつけてきました。しかしながら、複合的で困難な課題を抱えた就労能力や意欲に欠ける対象者が残っており、既存メニューの見直し等による施策の強化を図る必要があります。

## 1 本市における生活保護受給世帯の現状



本市扶助費の推移

〔単位:億円〕

	扶助費総額	うち国負担	うち市負担
H15決算	404	295	109
H20決算	446	330	116
H25決算	586	434	152
H30決算	568	417	151
R6予算	570	422	148

生活保護制度は、国の責任において全国一律に実施する制度である

⇒ 国が費用の全額を負担すべき!

## 2 生活困窮者自立支援制度にかかる国費について

- 平成26年度 ⇒ 平成27年度～令和6年度・・・制度化による国費率の削減(3/4、2/3、1/2)  
(モデル事業(10/10))

(単位:千円)

市事業名 (国庫補助事業メニュー名)	補助率 負担率	令和5年度協議額		
		事業費	国負担額※	
			国負担額	市負担額
① 生活自立・仕事相談センター事業(自立相談支援事業)	3/4	229,544	172,158	57,386
② ホームレス巡回相談事業(自立相談支援事業)	3/4	134,721	101,041	33,680
③ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(自立相談支援事業)				
④ ホームレス自立支援センター事業【3事業合計】(一時生活支援事業)	2/3	228,724	152,482	76,242
⑤ 住居確保給付金事業(住居確保給付金)	3/4	121,933	85,075	36,858
⑥ 生活困窮者就労準備支援事業(就労準備支援事業)	2/3	12,281	8,187	4,094
⑦ 家計改善支援事業(家計改善支援事業)	2/3	23,857	15,904	7,953
⑧ 学習支援・居場所づくり事業(生活困窮世帯の子どもに対する学習・生活支援事業)	1/2	100,531	50,265	50,266

全額国庫負担

※新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金は除く。

この要請文の担当課/健康福祉局生活保護・自立支援室 TEL 044-200-2643

# G I G A スクール構想の推進について

【文部科学省】

## ■ 要請事項

- 1 児童生徒1人1台端末環境の維持のため、令和7年度以降に予定している端末の更新費用について、児童生徒及び教職員等に必要な台数全ての費用を全額国庫補助の対象とすること。
- 2 通信ネットワーク維持に係る高速インターネット回線接続費用とネットワーク機器の維持管理に係る費用及び学級数の増加や特別教室での端末活用の拡大による無線アクセスポイントの追加工事に係る費用について、国庫補助の対象とすること。
- 3 本構想は、全国一律に実施する施策であることから、地方交付税措置による対応ではなく、国の責任において、学習者用デジタル教科書等、今後発生する全ての費用について全額国庫負担とすること。

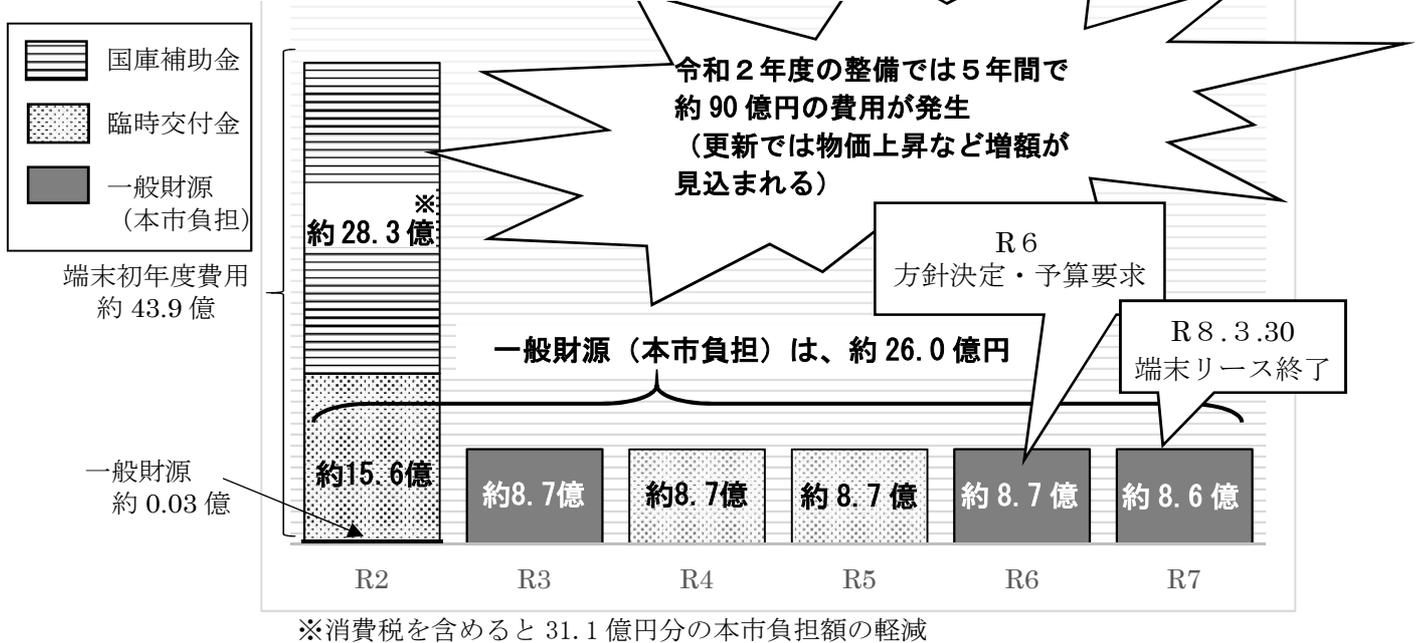
## ■ 要請の背景

- 令和元（2019）年12月5日に閣議決定された「安心と成長の未来を拓く総合経済対策」において、「全学年の児童生徒一人一人がそれぞれ端末を持ち、十分に活用できる環境の実現を目指す」とともに、「事業を実施する地方公共団体に対し、国として継続的に財源を確保し、必要な支援を講ずる」ことが示されました。
- 国において、端末の更新費用の補助基準額が増額されましたが、補助率は2/3で、補助対象は小中学校・特別支援学校（小中学部）の児童生徒に限られ、教職員等は含まれておりません。
- 本市では、令和2年度に1人1台端末と校内無線ネットワーク環境を整備し、令和7年度には、端末のリース契約終了に伴い、端末の更新を予定していますが、現状の補助制度では、約11万7千台の端末の更新や、ネットワーク環境を維持するための市費負担が膨大になります。
- 本市では、Society5.0を見据え、子どもたちの新たな価値を創造する力の育成や、教育現場におけるICT環境の充実等に必要な財政措置を要請しており、本構想に基づく取組についても、未来を担う「人づくり」である教育活動に大きく影響を与えるものであり、大変重要であると強く認識しています。一方、将来にわたる費用負担も含め、各自治体の財政に与える影響は大変大きなものとなっております。

## ■ 児童生徒1人1台端末環境の維持に係る費用

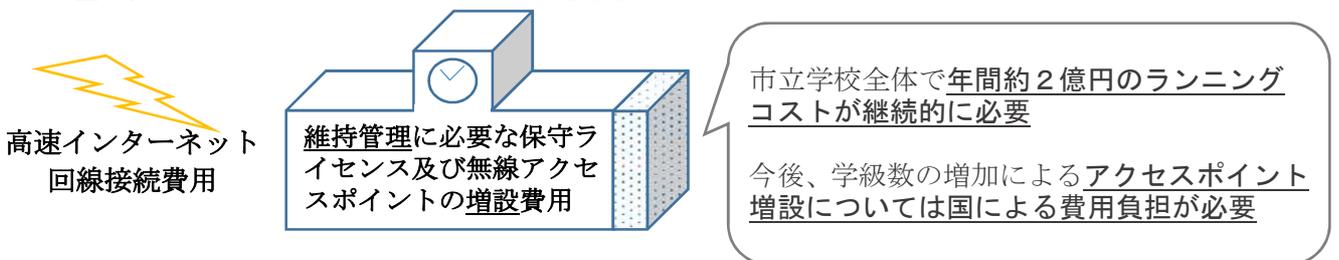
国のGIGAスクール構想を実現し、1人1台端末環境を維持していくためには、自治体の負担が大きく、必要台数全てに係る費用全額について継続的かつ十分な財政措置を講じることが必要です。

【GIGA端末整備（約11万7千台）の費用】（単位：円）



- ・ 端末更新は児童生徒だけでなく教職員等も含めた必要台数全てを補助対象とし、補助対象外の費用を交付税措置により対応するのではなく、全額国庫補助の対象とする。

## ■ 通信ネットワークの維持に係る費用



## ■ 令和時代のスタンダードな学校として

本構想については、「誰ひとり取り残すことのない、個別最適化された学びの実現」に向け、令和時代のスタンダードな学校として欠かせないものと捉えています。

- ・ 学習者用デジタル教科書等についても紙の教科書と同様に無償給与すること。
- ・ 特別教室を含む全ての教室においてデジタル教科書等が活用できるよう環境整備に係る費用を国庫補助とすること。

- ・ 義務教育段階において全国一律に実施する施策であることから、国の責任で行われるべきであり、地方交付税措置等による対応ではなく、後年度負担も含めて全額国費負担で措置すること。

# 教職員定数の改善と教育人材の確保について

【文部科学省】

## ■ 要請事項

- 1 小学校における教科担任制について、教員の負担軽減をさらに進めるため、更なる加配の拡充や基礎定数化する等の定数改善を行うこと。
- 2 支援を必要とする多様な児童生徒に対応するため、コーディネーターを担う教員の全校配置が可能となるよう基礎定数化、さらに、特別支援学級の学級編制の標準を特別支援学校と同等とする等の定数改善を行うこと。
- 3 年度の途中において産育休を取得する教員の代替教員を年度の当初から前倒して任用する場合の定数の対象範囲を拡大すること、また、代替として正規教職員を配置する場合についても国庫負担の対象とすること。
- 4 将来を見据えた採用計画とするため、中学校における35人学級化について、早期に決定するとともに、教育人材の確保が困難な状況が続いていることを踏まえ、教員を志し、将来の学校教育を担う人材を増やすための効果的な施策を実施すること。

## ■ 要請の背景

- 義務教育9年間を見通した指導体制の確立や、小学校教員の持ちコマ数の軽減に資する教科担任制の効果を見据え、既存加配定数の振替によらない更なる拡充を行う必要があります。
- 特別支援学級に在籍する児童生徒数の増加や障害の重度化、いじめや不登校、日本語指導を必要とする児童生徒への対応等支援を必要とするニーズの多様化を踏まえ、これらに対応してコーディネートする専門教員の配置が不可欠です。
- 代替教員の確保は年度の後半ほど困難であり、これらの人材を早期に確保する必要があります。また、代替教員の確保が困難なことから、義務標準法を超える正規教員を採用し、産育休等の代替として配置する等の工夫も必要となります。
- 一方、教員の人材不足は極めて厳しい状況にあることから、将来の学校教育を担う人材を増やすため、国において効果的な施策が実施される必要があります。

## ■ 本市における支援を必要とする児童生徒数の状況

(1) 日本語指導を必要とする児童生徒数の推移 (人)

年度	小学校	中学校	合計
元年度	441	150	591
2年度	520	167	687
3年度	637	154	791
4年度	733	147	880
5年度	915	169	1,084

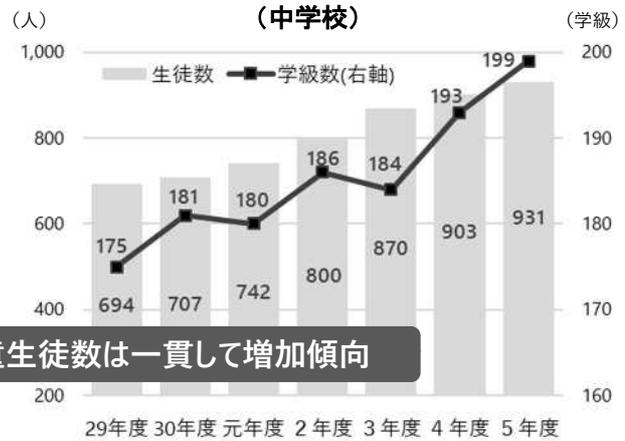
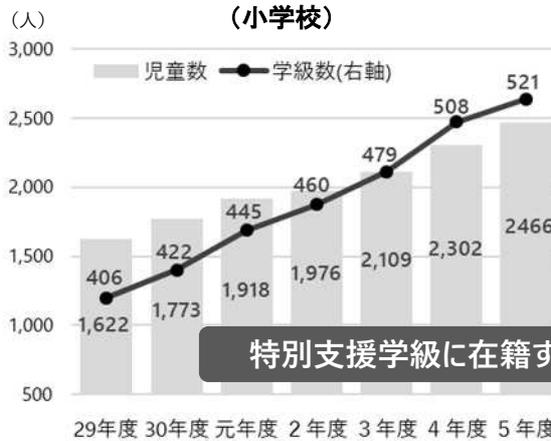
4年間で約1.8倍

(2) いじめ認知件数の推移 (人)

年度	小学校	中学校	合計
29年度	1,923	253	2,176
30年度	2,973	263	3,236
元年度	4,027	349	4,376
2年度	3,688	260	3,948
3年度	4,056	275	4,331
4年度	4,614	318	4,932

平成29年度の約2.3倍

(3) 特別支援学級在籍者数及び学級数の推移



特別支援学級に在籍する児童生徒数は一貫して増加傾向

## ■ 令和5年度の月別産育休取得者数の状況 (小・中学校)

年度\産休等始期	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和5年度	17	27	15	8	15	12	12	10	7	14	9	14	160
小学校	9	21	13	6	10	10	8	7	6	11	7	9	117
中学校	8	6	2	2	5	2	4	3	1	3	2	5	43

任用事由は通年で常に発生するが代替教員が不足

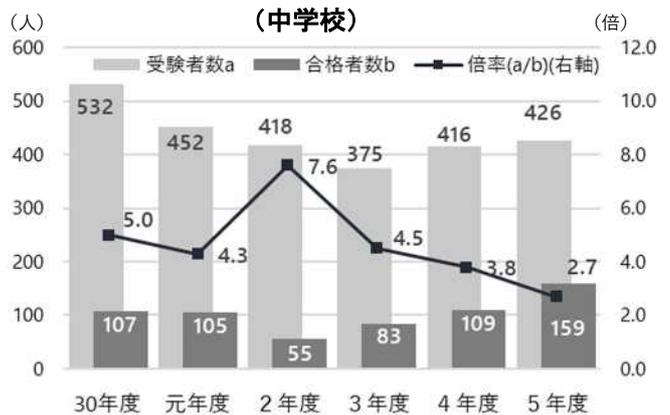
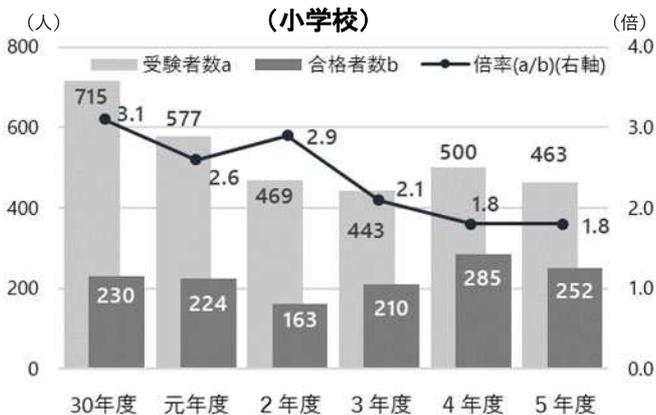
産休等取得教員  
本来は代替として勤務  
(産休法等による代替教員) 確保困難

正規教員数  
義務標準法定数  
自治体単費となる部分

正規教員を代替として充てた場合も補助対象に

## ■ 本市における教員採用試験実施状況

特に小学校において人材確保が困難



# 全国都市緑化かわさきフェア開催を踏まえた公園等整備事業について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 全国都市緑化かわさきフェアのレガシーとなる富士見公園及び等々力緑地等の再編整備を着実に進められるよう、必要な財政措置を講じること。
- 2 本市の公園緑地の拠点である、生田緑地や菅生緑地の整備や用地取得に必要な財政措置を講じること。
- 3 更なる魅力づくりやライフサイクルコストの縮減に向けた遊具の長寿命化など、整備及び戦略的な維持管理・更新に必要な財政措置を講じること。

## ■ 要請の背景

- 令和6年度の全国都市緑化かわさきフェアの開催を踏まえて、コア会場となった富士見公園、等々力緑地、生田緑地を中心に、みどりのまちづくりを持続的なものにするため、みどりの価値・魅力の創出や多様な主体との協働・共創の取組をより一層推進することとしています。
- 富士見公園、等々力緑地では、民間活力を導入し、防災・グリーンインフラ・健康づくりなど新たなニーズに対応した再編整備を進め、また、生田緑地や菅生緑地では、生物多様性の確保や市民協働による取組の推進のため、整備や用地確保が必要となっております。
- 特色ある公園緑地に向けては、フェアを契機とした、様々なニーズに対応した公園の柔軟な利活用によるオープンスペースの創出など、更なる魅力づくりが必要であるとともに、公園施設の戦略的な維持管理・更新により長寿命化を図ることが必要となっております。

## ■ 費用

- 令和7年度計画事業費 約10.8億円（国費 約4.8億円）
  - ・ 用地取得費 約3.9億円（国費 約1.3億円）
  - ・ 整備費 約6.9億円（国費 約3.5億円）



**「等々力緑地」再編整備完成イメージ図**  
 ※緑化フェア開催後、陸上競技場やアリーナなどの施設を再編整備

**「富士見公園」再編整備完成イメージ図**  
 ※緑化フェア開催後、多目的広場などを再編整備

**「生田緑地」**  
 施設整備や用地取得等

**「菅生緑地」**  
 施設整備・用地取得等

**「夢見ヶ崎公園」**  
 整備計画・再整備等  
 (令和9年度～整備)

**「大師公園ほか」**  
 公園施設更新

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度～
富士見公園	会場準備	再編整備		
等々力緑地	会場準備	再編整備		
生田緑地	会場準備	施設整備・用地取得等		
菅生緑地		施設整備・用地取得等		
夢見ヶ崎公園	施設整備	整備計画	実施設計	再整備
公園施設の長寿命化		公園施設更新(大師公園ほか)		

**・公園緑地等の再編整備や用地取得、公園施設の長寿命化等の維持管理・更新に必要な財政措置を講ずること。**

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2390  
 建設緑政局富士見・等々力再編整備室 TEL 044-200-2417

# 緑地保全事業について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

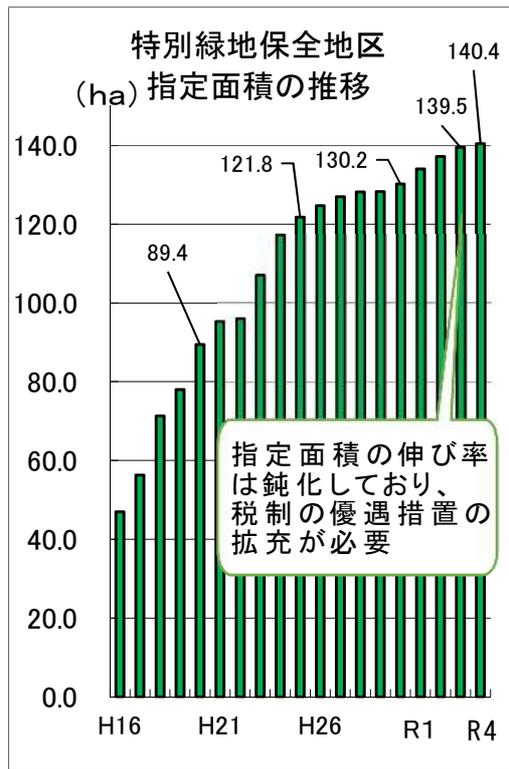
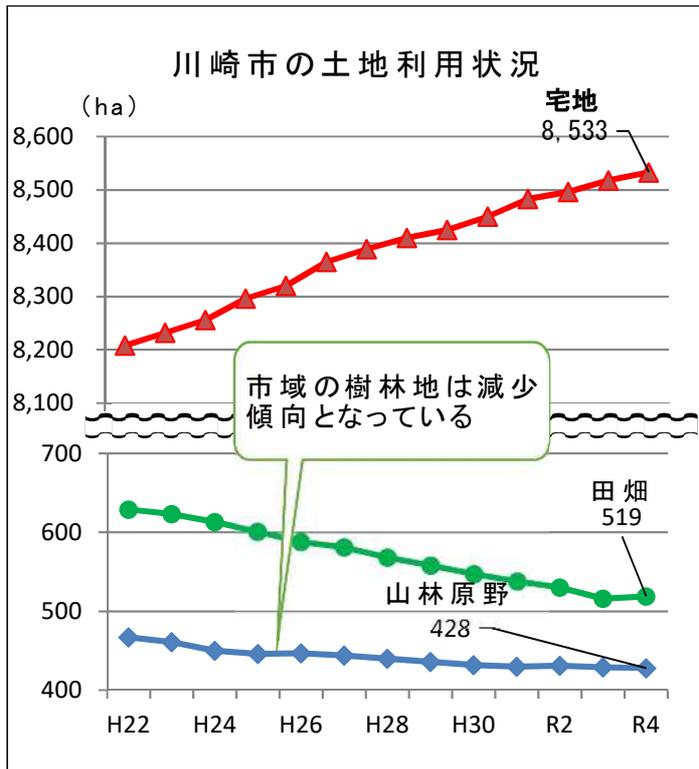
- 1 緑地保全事業は、市民の健全な生活環境の確保に加え、生物多様性の保全や地球温暖化対策等の推進に寄与することから、緑地の買入れや、保全緑地の更なる利活用などに対する必要な財政措置を講ずること。
- 2 保全緑地の再生や樹木の維持管理に対する必要な財政措置を講ずること。
- 3 緑地の減少に歯止めをかけるため、緑地保全に係る相続税等の負担軽減措置や、相続税における物納制度の柔軟な運用等、税制上の優遇措置を拡充すること。

## ■ 要請の背景

- 本市では、都市景観の向上、市域の緑のネットワーク形成、生物多様性の保全、地球温暖化の抑制、ヒートアイランド現象の緩和、緑地の持つレクリエーション効果による市民の健康向上、グリーンインフラの形成等に向け、緑の基本計画に基づき、市域の骨格を形成する多摩丘陵の保全に向けて取組を進めています。
- 本市では、保全緑地の利活用と健全な樹林地環境の保全の好循環を創出する取組を進めており、市民等との協働による保全管理活動を進める一方、管理施設や斜面地の安全対策を図る施設等の整備が必要となっています。
- 終息が見られないナラ枯れ被害木の対策や、大径木化した樹木の萌芽更新等、持続的な林床管理など保全緑地の再生や、生物多様性を保持させる樹木管理を行うための財政支援が必要となっています。
- 本市は、首都圏の中心部に位置しており土地需要が旺盛であり、相続時における土地利用転換などにより、市域の樹林地は減少傾向となっていることから、相続税などの税制の優遇措置の拡充が必要となっています。

## ■ 費用

- 令和7年度計画事業費 約10.0億円（国費 約3.5億円）
- ・特別緑地保全地区用地取得費 約2.2ha 約9.0億円（国費 約3.0億円）
- ・特別緑地保全地区整備費 約1.0億円（国費 約0.5億円）



市民協働による保全管理活動  
(王禅寺東特別緑地保全地区)



保全緑地の利活用  
(王禅寺四ツ田特別緑地保全地区)



ナラ枯れの様子  
(多摩美特別緑地保全地区)



樹林地整備の様子  
(南野川特別緑地保全地区)

**緑地保全の取組を着実に進めるための必要な財政措置を講ずること**

この要請文の担当課／建設緑政局緑政部みどりの保全整備課 TEL 044-200-2381

# 羽田空港新飛行経路の運用に関する騒音・振動対策等の強化について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 羽田空港の新飛行経路運用について、地元住民や研究機関等から騒音・振動の影響を危惧する意見があることや復便の状況を踏まえ、騒音影響の大きい機材や国際便のB滑走路運用の見直し、小型機材の更新等を含めた更なる騒音・振動軽減対策を図ること。
- 2 防音工事助成制度について、殿町周辺地域は他地域と比べ、極めて大きな騒音値を計測していることから、住宅、学校、病院等に対する助成制度の見直しを図ること。また、殿町国際戦略拠点の研究施設等も助成対象に含め、復便状況や地元意見に応じ、現状把握や専門家による科学的調査など必要な対応を行うこと。
- 3 騒音測定局を活用し、住宅地への影響把握及び市民への情報提供を行うこと。
- 4 コンビナート地域や住宅地等の上空飛行における安全対策の強化を図ること。

## ■ 要請の背景

- 本市に騒音影響等があるB滑走路から西向きへ離陸する新飛行経路については、他地域と比べ極めて大きな騒音が発生し、大型機の一部では国の推計平均値91dBを上回る騒音が複数回計測されています。また、新飛行経路運用開始以降、年々騒音値が上昇していることや、今後の環境基準の類型指定を踏まえ、騒音影響の大きい機材や6千km未満の国際便のB滑走路からの離陸運用の見直し、離陸頻度の高い小型機材の更新など、より一層の騒音・振動対策の強化を行う必要があります。
- 殿町周辺地域は、特に南風運用が多い時期に極めて大きな騒音が生じており、経路周辺の住民からは、対策を求める意見が毎年寄せられているため、助成制度の見直しが必要です。また、殿町国際戦略拠点の研究施設等も助成対象に含めるとともに、現状把握や必要に応じて専門家による科学的調査などの対応が必要です。
- 令和6（2024）年1月2日に羽田空港内で発生した航空機事故を受け、市民から不安の声が上がっており、安全対策の更なる強化や市民への情報提供について、国が責任を持って行う必要があります。

## ■新飛行経路

B滑走路西向き離陸  
 ⇒南風運用(年間の約4割)  
 運用時間:15時~19時のうち3時間  
 1時間あたり20便程度



・殿町国際戦略拠点の隣接エリア及び東海道貨物支線の内陸側に住宅が多く立地  
 ⇒増設した騒音測定局を活用し、騒音影響のきめ細かな把握及び情報提供を行うこと

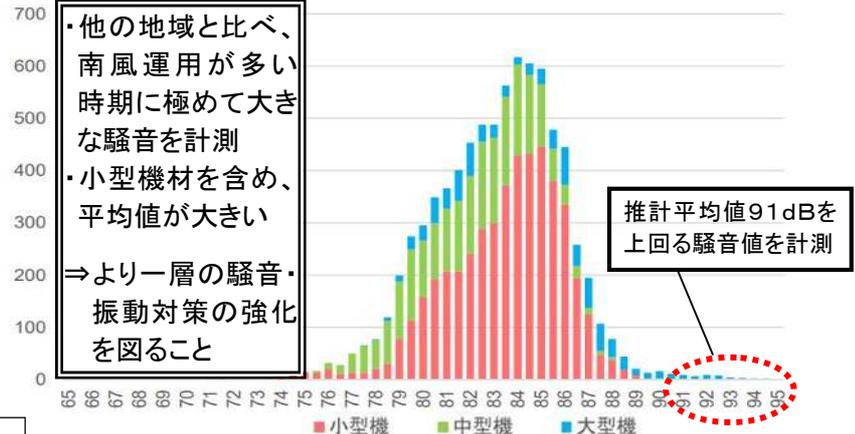
## ■騒音測定局(国立医薬品食品衛生研究所)の測定結果

	実測値の平均 (R5.4.1~R5.10.31)	説明会等でお示した 推計平均値※1
大型機	86.4	91
中型機	82.8	-
小型機	84.2	86
全体	84.2	-

※1 住民説明会等でお示した推計平均値のうち、本測定局における想定高度や想定経路からの側方距離に対応する値

Lden	平均 (R5.4~R5.10)	※2 航空機騒音を音の大きさ、継続時間、発生した時間帯の3要素で評価する指標。
※2	59.0	

・他の地域と比べ、南風運用が多い時期に極めて大きな騒音を計測  
 ・小型機材を含め、平均値が大きい  
 ⇒より一層の騒音・振動対策の強化を図ること

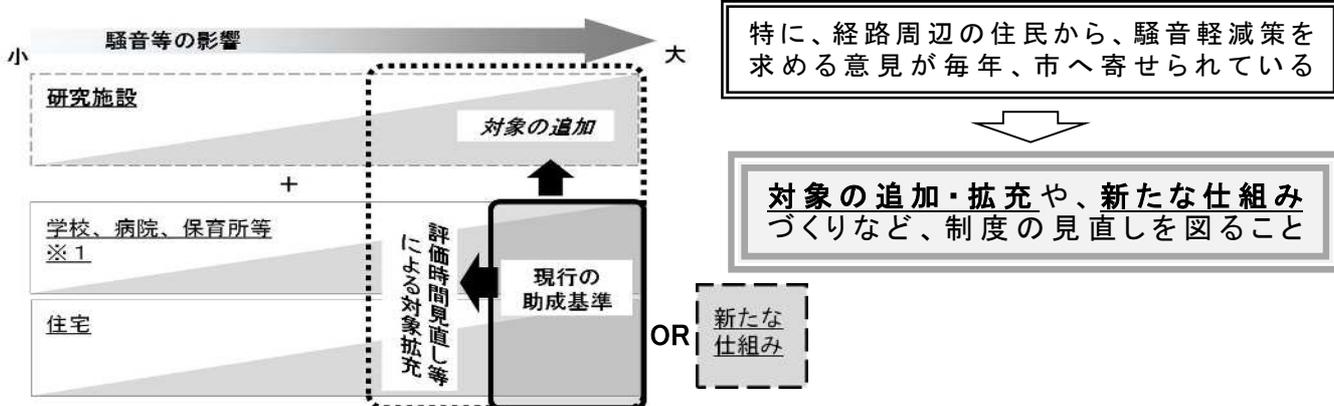


- 他地域における実測値平均(全体)上位3地点
- ・南部下水道事務所(品川区、A着陸):75.4dB(Lden49.7)
  - ・羽田小学校(大田区、B離陸):73.3dB(Lden48.7)
  - ・高輪台小学校(港区、C着陸):72.6dB(Lden50.7)

●過年度の年間Lden値

年度	R2	R3	R4
年Lden	52dB	54dB	55dB

## ■防音工事助成制度の見直し



※1: 2018年4月に教育施設等の対象施設の追加及び評価時間の見直しを実施

この要請文の担当課/まちづくり局交通政策室 TEL 044-200-2717

# 住宅・建築物等の総合的な耐震対策等による安全・安心に暮らせるまちづくりの推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

建築物等の耐震化をはじめとした総合的な耐震対策や密集市街地の改善、高齢者等の居住の安定確保に向けて、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 住宅・建築物の耐震化については、特に耐震化率の低い木造戸建住宅と耐震化の重要性の高い沿道建築物について、重点的に取組を進め、着実に効果が表れているところであり、また、令和6年能登半島地震を受けて、市民の耐震化への関心も高まっていることから、引き続き十分な財政措置が必要です。また、衛星による崖の変動観測等を行うなど、宅地の安全対策を促進しており、こうした新技術を活用した取組等が助成対象となるよう一層の制度拡充が必要です。
- 本市では、火災延焼被害が広い範囲に想定されていることから、大規模地震発生時に人的・物的被害が大きく、重点的な対策の優先度が極めて高い地区を不燃化重点対策地区とし取組を進めています。この様な自治体での取組に沿うような助成内容に拡充するなど一層の制度拡充が必要です。
- 高齢者や障害者、子育て世帯等の居住の安定確保に向け、公営住宅の整備・改善など、安全・安心な暮らしを支える良質な住宅の供給に向けた取組の推進が必要です。

## ■ 費用

- 令和7年度計画事業費 約77.4億円（国費 約32.9億円）
  - ・ 住宅・建築物等の耐震対策事業 約4.7億円（国費 約2.0億円）
  - ・ 密集市街地の改善事業 約1.3億円（国費 約0.6億円）
  - ・ 公営住宅整備事業等 約71.4億円（国費 約30.3億円）

## ■ 効果等

- 住宅・建築物等の耐震性、耐火性向上による安全性の確保
- 良質な住宅の供給による高齢者、障害者、子育て世帯等の居住の安定

## 住宅・建築物等の耐震対策事業等

### ■住宅・建築物等の耐震化事業（民間建築物）

建築物等の耐震化の更なる促進を図るために、令和2年度に改定した「川崎市耐震改修促進計画」に基づき各種施策を推進しています。

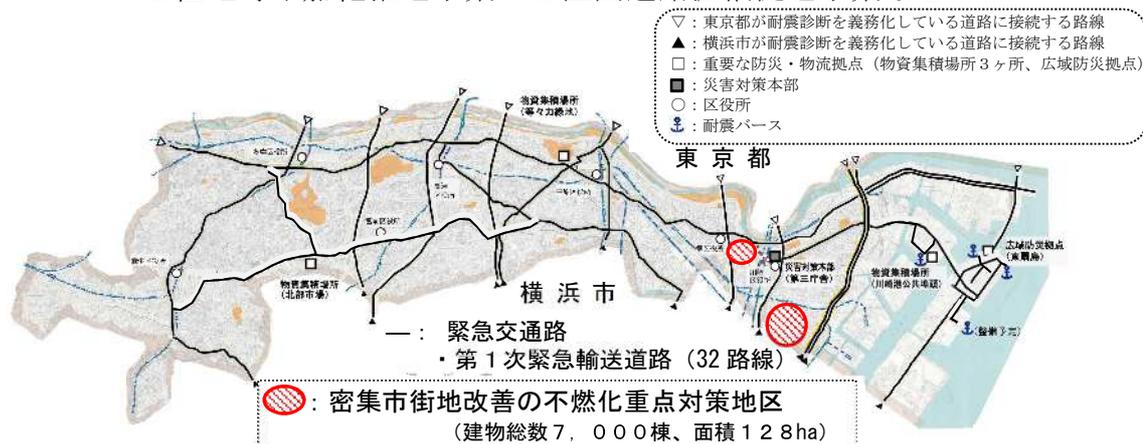
- 目標：①住宅の耐震化率を令和7年度までに98%とする。  
②特定建築物の耐震化率を令和7年度までに97%とするとともに、令和7年度を目途に耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物を概ね解消する。
- （令和2年度末の耐震化率 住宅：95.6% 特定建築物：95.2%）  
○目標値（住宅：95%、特定建築物：95%）⇒達成  
（令和5年度末の耐震性が不十分な耐震診断義務付け対象建築物：121棟）

主な取組：○木造住宅耐震対策 ○民間マンション耐震対策  
○特定建築物等耐震対策 ○耐震診断義務化沿道建築物耐震対策

### ■住宅市街地総合整備事業（密集市街地整備型）

目標：不燃化重点対策地区内の焼失棟数を令和7年度末までに35%減とする

主な取組：○密集住宅市街地整備促進事業 ○老朽建築物除却事業  
○住宅等不燃化推進事業 ○区画道路拡幅促進事業など



【不燃化重点対策地区と沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定路線図】

## 公営住宅整備事業等

### ■公営住宅整備事業

・真福寺住宅（1棟69戸）、初山住宅（2棟44戸）、高石住宅（1棟44戸）、生田住宅（1棟70戸）など

### ■公営住宅ストック改善事業

・長寿命化型・安全性確保型等改善事業（全24団地 48棟）

### ■高齢者、障害者等の居住の安定

・マンション共用廊下等段差解消工事、居住支援推進事業 など

これらの取組により、安全・安心に暮らせるまちづくりを推進するため、必要な制度拡充や財政措置を講ずること。

この要請文の担当課 / まちづくり局市街地整備部防災まちづくり推進課 TEL 044-200-2707  
まちづくり局住宅政策部住宅整備推進課 TEL 044-200-2993

# 高規格堤防の今後の整備区間における着実な整備の推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 高規格堤防整備事業について、戸手地区の早期完了に向けた上流部の事業推進、鈴木町地区の治水安全度の向上を目指した事業推進、殿町地区の拠点価値の維持向上に資する安全確保に必要な対応など、着実な整備の推進を図ること。
- 2 高規格堤防の整備に併せたまちづくりについて、事業の進捗に応じた財政措置を講ずること。

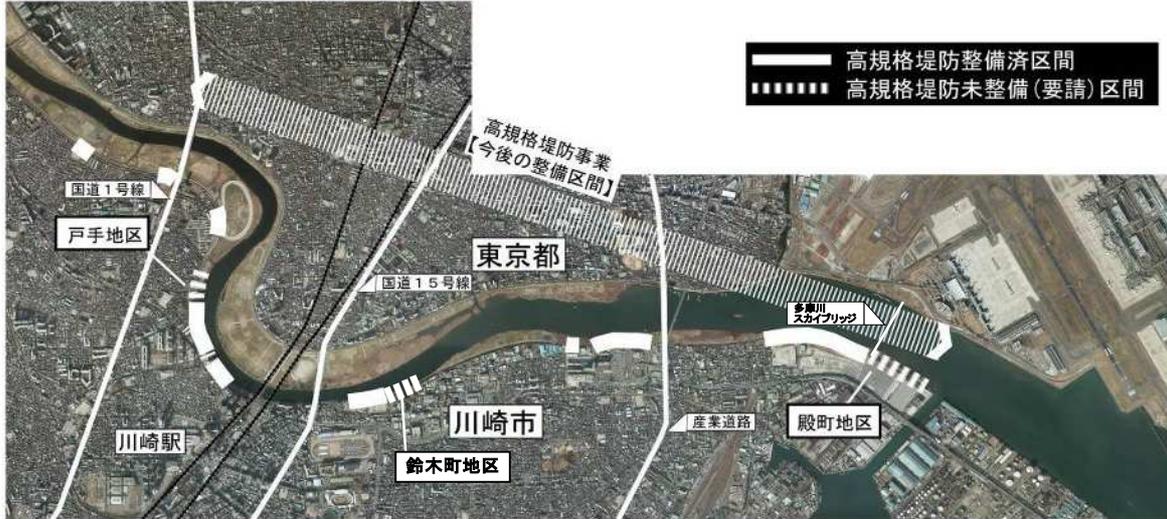
## ■ 要請の背景

- 高規格堤防については、平成 23 (2011) 年 12 月の第 7 回「高規格堤防の見直しに関する検討会」において、人口が集中した地域で、堤防が決壊すると甚大な人的被害が発生する可能性が高い区間に大幅に絞り込んで整備するとされ、多摩川については、下流域から国道 1 号線付近までが今後の整備区間として位置付けられました。
- 戸手地区は、高規格堤防の整備を前提としたまちづくりが進められており、台風による冠水被害などが度々生じていますが、仮に、堤防が決壊すると川崎駅周辺地区などで甚大な人的被害が発生する恐れがあるなど、整備緊急度の高い地域であるため、残る上流部についても早期に整備を完了する必要があります。
- 鈴木町地区については、令和元年東日本台風の際に河港水門からの越水等による浸水被害があったことを踏まえ、同地区の治水安全度の向上を図るため、高規格堤防整備を推進していく必要があります。
- 殿町地区については、国際戦略総合特区等の指定を受け、世界的なイノベーション創出拠点として概成し、最先端の研究開発が行われており、激甚化・頻発化する災害に対する治水安全度の一層の向上を図る取組を継続的に行う必要があります。

## ■ 効果等

- 高規格堤防の整備により、周辺地域全体の治水安全度の向上が図られます。
- 高規格堤防の整備に併せたまちづくりにより、良好な住環境の形成が図られます。

戸手地区・鈴木町地区・殿町地区（位置図）



戸手地区



戸手地区（上流部）

※令和元年東日本台風による被害状況



戸手地区 要請額（優良建築物等整備事業）

令和7年度 計画事業費	内、国費
約 105,000 千円	約 52,500 千円

鈴木町地区



殿町地区



**今後の整備区間として位置付けられた多摩川右岸（戸手地区、鈴木町地区、殿町地区）の高規格堤防整備事業について、着実な整備の推進を図ること。  
高規格堤防整備に併せたまちづくりについて、事業進捗に応じた財政措置を行うこと。**

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課 TEL 044-200-2730  
建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2901

# 平瀬川・多摩川合流部整備事業の推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

平瀬川の更なる治水安全度の向上を図る事業は、完成するまで長期間を要することから、計画的に事業執行するための必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 令和元年東日本台風では、多摩川の水位上昇に伴い、平瀬川と多摩川の合流部周辺で浸水被害が発生しました。
- 本事業は、令和3（2021）年3月に策定された「多摩川水系流域治水プロジェクト」において、氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策に位置付けられており、治水対策を確実に実施することが必要です。
- 令和4（2022）年2月に策定された「多摩川水系平瀬川ブロック河川整備計画」に基づき、多摩川本川水位を考慮した堤防整備を令和6年度より着手することから、着実な事業の推進に向けて、計画的な財源確保が必要となります。

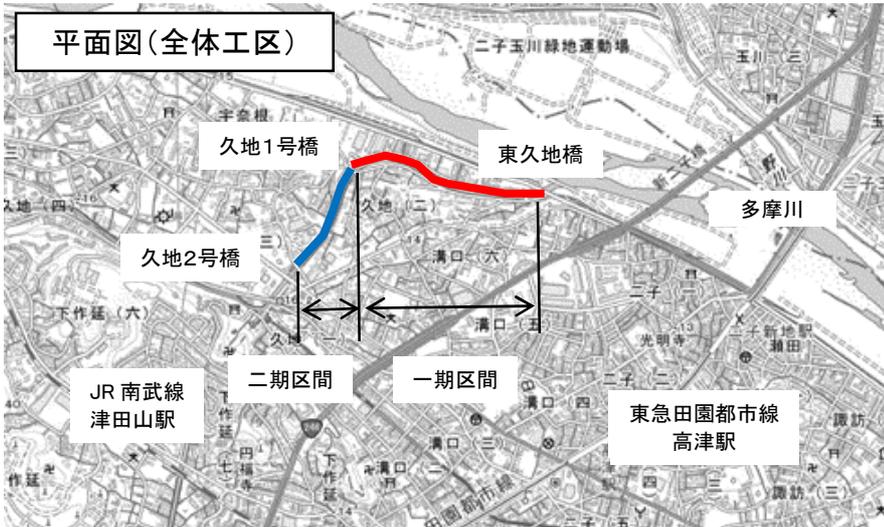
## ■ 費用

- 補助対象事業費【一期区間】 約80億円  
(国費約26.7億円、県費約26.7億円)
- 補助対象事業費【令和7年度】 約3.2億円  
(国費 約1.1億円 県費1.1億円)

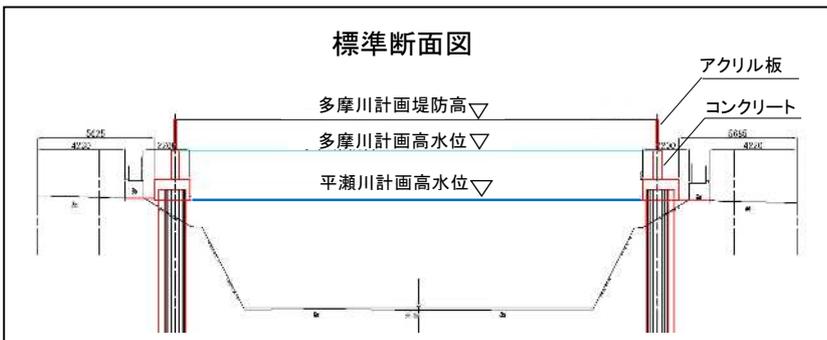
## ■ 効果等

- 多摩川からの背水に対して、更なる治水安全度の向上が図られます。
- 令和元年東日本台風で浸水した地域については、同規模の降雨に際しても、浸水被害を解消することができます。

## 平瀬川・多摩川合流部整備事業の概要



現況



整備後

### 【一期区間】

- 計画区間 川崎市高津区久地2丁目地内
- 計画期間 令和6年度～令和14年度
- 補助対象事業費 約80億円
- 事業の概要 自立式特殊堤の整備（区間延長 約700m）

### ○今後の事業費の見込み

(単位：百万円)

	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度	R12年度	R13年度	R14年度	合計
補助対象事業費	54	318	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	1,089	7,995
国費	18	106	363	363	363	363	363	363	363	2,665

**平瀬川・多摩川合流部対策の早期完成に向けた継続的な財政措置を講ずること。**

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部河川課 TEL 044-200-2904

# 河川管理施設の老朽化対策について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 河川管理施設の老朽化対策を計画的に推進するため、当初予算を含めた必要な財政措置を講ずること。
- 2 国土交通省所管補助金等交付規則等における現行制度の要件緩和及び県も負担する制度とすること。

## ■ 要請の背景

- 本市の維持管理する一級河川及び準用河川の延長は約 38km ありますが、そのうち、約 6 割が改修後、概ね 50 年を過ぎて施設の老朽化が顕著となっており、首都圏における東海地震や関東直下型地震発生の切迫性の指摘などを踏まえ、河道の治水安全度を確保し、局地的集中豪雨による洪水や地震などの災害に備える必要があります。
- 本市では、年間約 2 億円の予算で日常の維持管理を行っておりますが、老朽化した河川管理施設の修繕や更新を適切に行っていくためには財政措置が必要です。
- 老朽化の進んだ護岸等の施設では、治水安全度の確保や家屋の密集した都市河川の特性から、耐震性等の機能向上を考慮した施設の更新が必要となっており、老朽化等の顕著な事例として、一級河川平瀬川では護岸変状が確認されたことから、治水安全性を確保するために、平成 28 年度から工事を実施しています。
- 河川管理施設の修繕や更新を円滑に進めるため、令和 4 年度に国土交通省所管補助金等交付規則が改正され、河川メンテナンス事業が創設されましたが、準用河川及び普通河川は採択基準の対象外であるため、当該基準の緩和に加え、施設機能向上事業等の当初予算を含めた計画的な財源確保や県の負担を定めることが必要です。

## ■ 費用

- 令和 7 年度計画事業費 約 2.8 億円（国費 約 1.4 億円）

## ■ 効果等

- 計画的に維持補修・更新することで、施設の長寿命化及び機能向上を図り、治水安全性をはじめ、河川機能の維持が可能となります。

# 川崎の河川



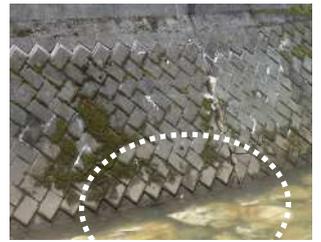
## 〔老朽化の状況〕



変状による護岸施設の目違い



護岸背面部の空洞



護岸の変状(ブロック隙間の拡大)

## 〔一級河川平瀬川の護岸更新〕



鋼管杭の打設



完成箇所

一級河川平瀬川の河川管理者は県であるが、  
河川法第 16 条の 3 の基づき川崎市が河川工事を実施  
【現状（施設機能向上事業）：国費 1 / 2 市費 1 / 2】



河川管理者である県に対しても費用負担を求めたい

(都市基盤河川改修事業の例)  
「国費率：1 / 3 (都道府県が市町村に対し事業費の 1 / 3 を負担する場合に限る。)」(「社会資本整備総合交付金交付要綱より」)

**河川管理施設の老朽化対策を計画的に推進するため、当初予算を含めた必要な財政措置を講ずること  
国土交通省所管補助金等交付規則について、現行制度の要件緩和や県も負担する制度を講ずること**

# 水道管路更新・耐震化の推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

災害発生時に被害を受けやすい非耐震管路の更新・耐震化及び老朽化した基幹管路の更新を推進することについて、必要な国庫補助制度における採択基準の緩和及び財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 高度成長期に集中的に整備された水道管路は、更新時期を迎えており、大規模災害時においても市民生活に欠かせない水道の供給を継続するため、老朽化した非耐震管路の更新を継続的に実施し、耐震化を推進することが必要です。
- 川崎市では送水・配水本管などの基幹管路は主に溶接鋼管を採用しており、耐震化率は高いものの老朽化が進んでいることから、老朽管路の更新を推進することが必要です。
- 今後、更なる水道管路の耐震化対策等を推進していくためには、多額の事業費を要しますが、本市をはじめ大都市の水道事業者の約半数は、管路更新に係る補助金の採択基準の水道料金より低い料金設定であることなどから不交付となっています。
- 老朽化した基幹管路の更新は、中大口径管路であるため特に多額の事業費を要するものです。将来の水需要予測に基づく適正施設規模での施設更新等、経営の効率化に努めたとしても、事業費の財源の多くを水道料金で賄うことは、使用者の負担増加を招き、極めて困難な状況であることから、採択基準の緩和及び所要の財政措置が必要です。

## ■ 費用

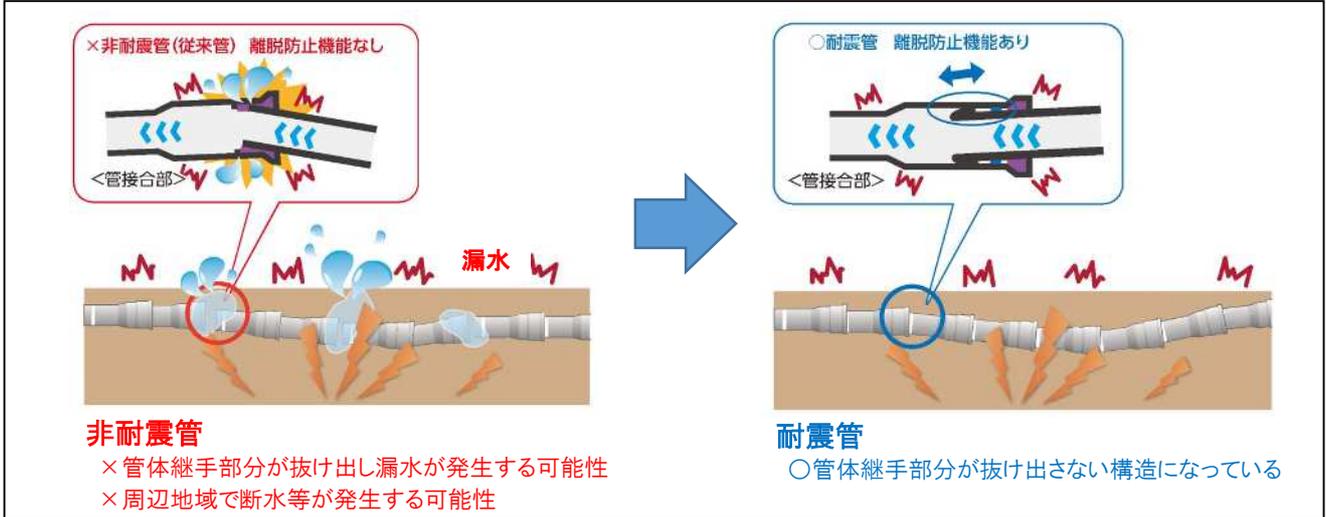
- 令和7年度計画事業費 約97億円

● 管路の耐震化について

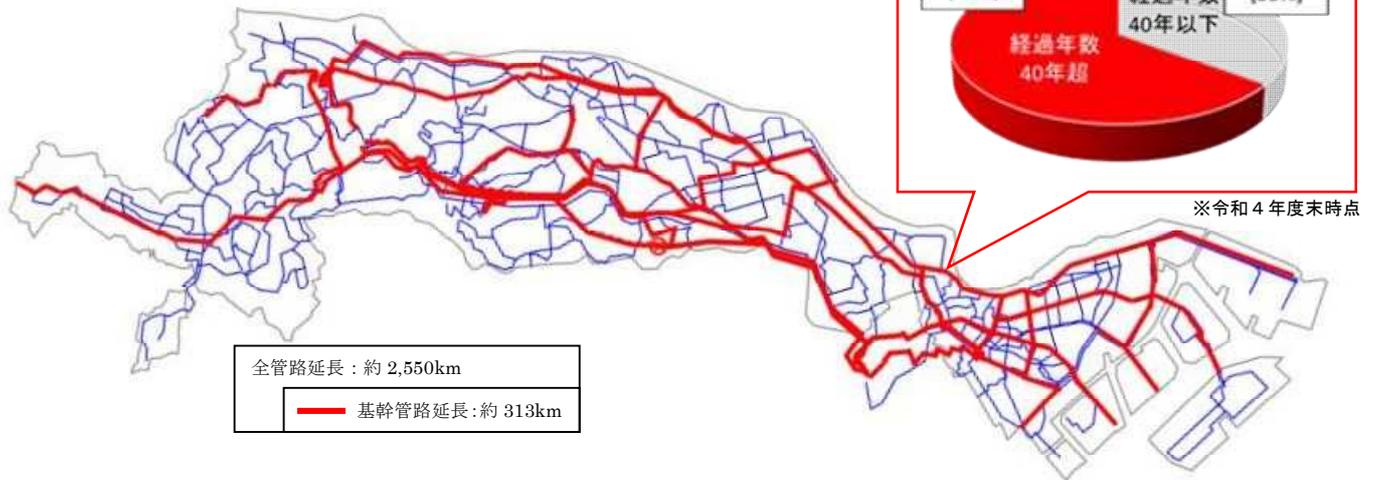
全管路延長（約 2,550km）のうち耐震管は約 41%（約 1,040km）と少ない



管路の耐震化を推進する必要がある



● 基幹管路の更新について



基幹管路（約 313km）のうち約 65%（約 203km）が法定耐用年数である 40 年を超過している



老朽化した基幹管路の更新を推進する必要がある

水道管路の更新・耐震化及び老朽化した基幹管路の更新を推進するために必要な財政措置を講ずること

# 工業用水道管路更新の推進について

【経済産業省】

## ■ 要請事項

老朽化した基幹管路の更新を推進することについて、必要な国庫補助制度における採択基準の拡充及び財政措置を講ずること。

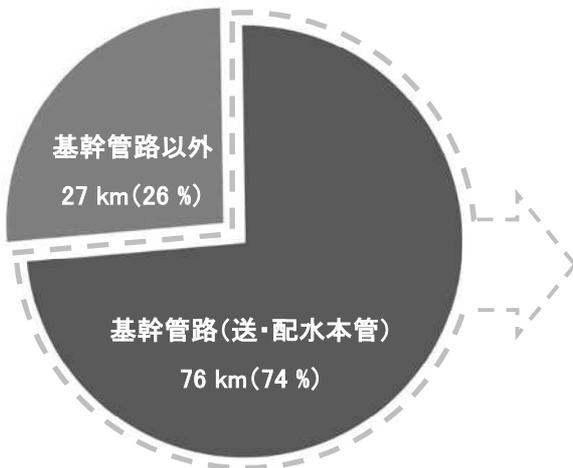
## ■ 要請の背景

- 川崎市の工業用水道は、わが国初の公営工業用水道事業として、昭和 12（1937）年に給水を開始し、数次の拡張事業などにより安定給水の確保に努めてきましたが、拡張期に整備した管路の多くが、更新時期を迎えています。
- 基幹管路である送・配水本管は、耐震性を有する溶接鋼管を採用しており耐震化率は 100%であるものの、主に拡張期に整備したことから、老朽化率（法定耐用年数超過率）は約 95%（令和 4 年度末時点）となり、老朽化に伴う漏水事故が懸念されます。
- 基幹管路延長は、全管路延長の約 74%（令和 4 年度末時点）を占めており、計画的な更新を進めるとともに基幹管路更新時の安定給水の確保に向けて、連絡管等のバックアップ管路の整備が必要となるため、費用が莫大となります。
- このような中、令和 4（2022）年 1 月の補助金交付要綱改正により採択基準が変更され、対象事業が「強靱化事業」の耐震化、浸水、停電対策に限定されましたが、本市の管路は既に、耐震化されていることから補助対象となりません。
- 今後も、工業用水道の安定供給を継続するために、基幹管路の更新を推進していく必要がありますが、将来の水需要予測に基づく適正施設規模での施設更新等、経営の効率化に努めたとしても、事業費の財源の多くを料金で賄うことは、利用者の負担増を招き、極めて困難な状況であることから、老朽化施設の更新とその更新のために必要な施設整備に関する補助採択基準の拡充及び所要の財政措置が必要です。

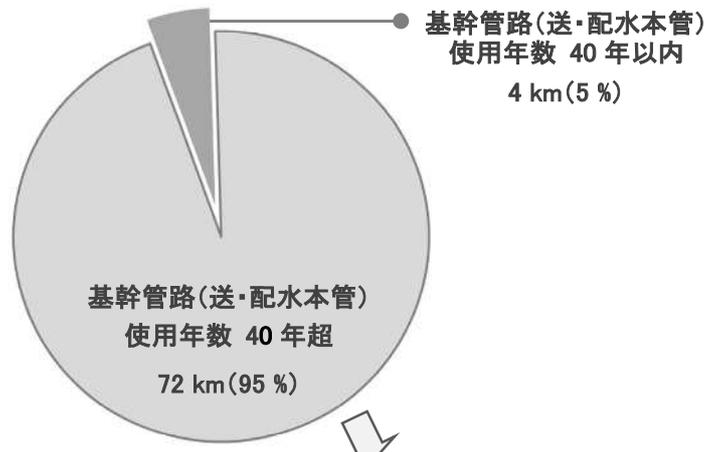
● 基幹管路（送・配水本管）の更新について



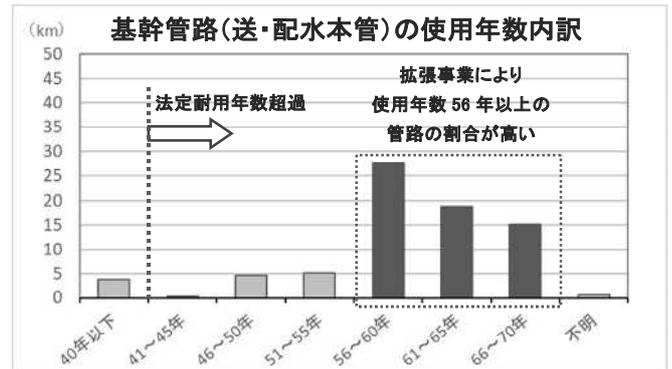
◆ 基幹管路（送・配水本管）の延長が  
 全管路延長（約 103km）のうち約 74%



◆ 基幹管路（約 76km）のうち約 95%が  
 法定耐用年数 40 年を超過



老朽化した基幹管路の更新について  
 計画的に推進していく必要がある。



※令和 4 年度末時点

工業用水道の老朽化した基幹管路の更新を  
 推進するために必要な財政措置を講ずること

この要請文の担当課／上下水道局水道部水道計画課 TEL044-200-2496

# 下水道整備事業の推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 水害に強いまちづくりを実現するための浸水対策や、令和元年東日本台風を踏まえた災害防止に向けた取組について必要な財政措置を講ずること。
- 2 大規模地震などの災害時においても下水道機能を確保するための下水道施設の耐震化や、快適な市民生活を支える下水道施設の老朽化対策としての改築・更新について、必要な財政措置を講ずること。
- 3 地球温暖化対策の推進や健全な水環境を確保するため、温室効果ガス排出量の削減、省エネ・創エネの導入や高度処理化の推進に必要な財政措置を講ずること。
- 4 国庫補助の対象となる主要な管きよの範囲について、老朽化した下水管きよの改築・更新事業費の急激な増加が見込まれるため、指定都市と一般市との格差是正を図ること。

## ■ 要請の背景

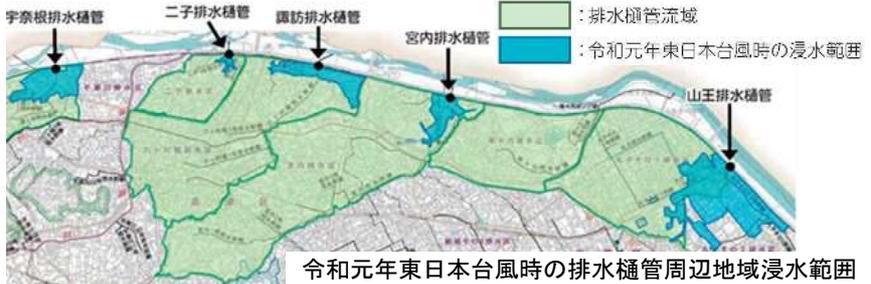
- 気候変動の影響により激甚化・頻発化する浸水被害を防止・最小化するため、浸水リスクの高い「重点化地区」などにおける継続的な事業の推進が求められるとともに、令和元年東日本台風の様子、河川水位が上昇した際にも内水を排水できる施設整備にも集中的に取り組む必要があり、継続的な財政措置が必要です。
- 下水道施設の耐震化は、大規模地震発生時にも市民生活への影響を最小限に抑えるために必要であり、また、下水道施設の改築・更新は、耐用年数を超過する施設の急増が見込まれるなか、防災・安全対策や公衆衛生の観点から重要な取組であり、交付対象範囲や継続的かつ確実な財政措置の拡充が必要です。
- 下水道事業による温室効果ガス排出量は、川崎市役所の活動の中で大きなウェイトを占めており、2050年カーボンニュートラルの実現には、温室効果ガスの積極的な削減が必要であるため、継続的な財政措置が必要です。
- 東京湾の水質改善のため、高度処理事業の推進に継続的な財政措置が必要です。

## ■ 費用

- 令和7年度計画事業費 約220億円（国費 約60億円）

## 浸水対策

令和元年東日本台風時に排水  
樋管周辺地域で浸水被害発生



令和元年東日本台風時の排水樋管周辺地域浸水範囲

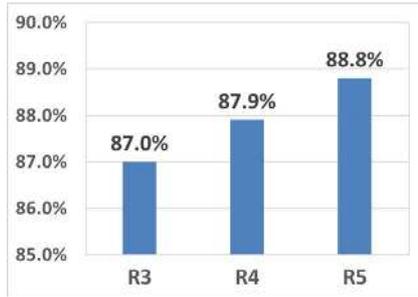
- 令和元年東日本台風を踏まえた浸水対策
  - 【短期対策】 樋管ゲート改良など (R1~R2)
  - 【当面の対策】 バイパス管整備など (R3~R5)
  - 【中期対策】 ポンプゲート設備の整備 (R7~)
  - 【長期対策】 雨水幹線・ポンプ場等の整備

- 重点化地区における浸水対策
  - 10年確率降雨（時間雨量58mm）の対策施設の整備
  - ・三沢川地区 (H30~R13)
  - ・土橋地区 (R2~R7)
  - ・京町・渡田、川崎駅東口周辺、大島、観音川地区 (R7~)

水害に強いまちづくりの実現には継続的な取組が必要

## 重要な管きよの耐震化

避難所や重要な医療機関と水処理センター  
とを結ぶ重要な管きよの耐震化率

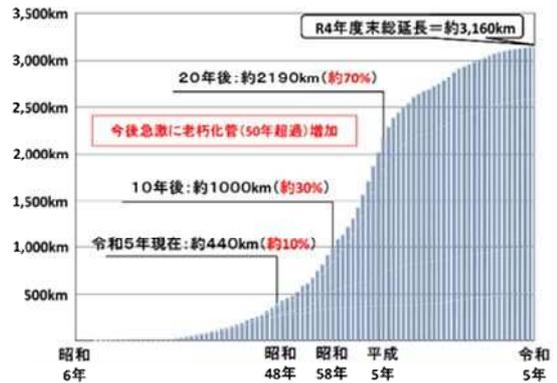


※市域全体の管きよの耐震化率は、19.5%であり、在宅避難者を考慮すると面的に耐震化を進める必要がある。

下水道の強靱化に向け継続的に対策が必要

## 下水管きよの再整備

下水管きよの年度別累計延長



改築が必要となる下水管きよは今後急増

## 地球温暖化対策

■ 入江崎総合スラッジセンター汚泥焼却炉の再構築

廃熱発電設備の導入 (R4~R8)  
※下水汚泥焼却に伴う未利用熱を活用

新1系焼却炉イメージ図

設備概要  
排ガス  
二次空気  
燃焼空気  
一次空気  
砂層  
(R4~R8)  
高温焼却化と二段燃焼技術の導入  
※温室効果が高い一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) 排出量を削減

脱炭素社会の実現に向け温室効果ガスの削減及び省エネ・創エネの導入が必要

自然災害への対応、老朽化対策、地球温暖化対策など  
持続可能な下水道事業の推進に必要な財政措置を継続的に講ずること

# プラスチック資源循環に向けた取組について

【経済産業省・環境省】

## ■ 要請事項

- 1 プラスチック使用製品の設計から廃棄に関わる市町村・事業者に対して、それぞれの役割に応じたプラスチック資源循環の取組が求められていることから、国において市町村・事業者の取組状況や費用負担の状況等を検証すること。
- 2 検証の結果、事業者の取組が不十分な場合には適切な対応を行うこと。また、製造・販売事業者が収集運搬費用等を一定負担する制度の構築を検討すること。
- 3 収集運搬等を担う市町村の負担が大きいことから、将来にわたって安定的な処理体制を確保するための財政措置を講じること。
- 4 リチウムイオン蓄電池内蔵プラスチック製品等の混入増加が見込まれることから、火災事故の防止対策として、製造業者・輸入業者の責任による処理・再資源化の仕組みを構築するとともに、市町村への技術的・財政的な支援を行うこと。

## ■ 要請の背景

- プラスチック資源循環法では、プラスチック製品の設計から、廃棄物の処理に関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取組を促進するための措置事項が定められ、国は当該取組を把握するとともに、全体としての進捗状況を可能な限り定量的に検証していくこととされています。
- 法の施行以降、特定プラスチック使用製品の有料化や自主回収計画の認定取得など、事業者によるプラスチック資源循環に向けた取組が一定の広がりを見せており、国においてそれらの取組の効果検証を行う必要があります。
- プラスチック使用製品廃棄物の収集運搬・再商品化に取り組む市町村の負担が大きいことから、特別交付税措置に留まることなく、将来にわたって安定的な処理体制を確保するための財政措置が必要となります。
- プラスチック製品の中にはリチウムイオン蓄電池が使用されているものも多く、圧縮して収集運搬や処理を行うため、混入することによる火災事故等の発生の危険性があることから、混入防止を含めたあらゆる対策が必要となります。

## ■ プラスチック資源循環法に基づく各主体の役割

〈事業者による取組例〉

主体	役割
国	・事業者や市町村の取組状況を把握し、 全体的な進捗状況を定量的に検証 ・取組が不十分な事業者への指導 等
事業者	・環境に配慮した製品の設計・製造 ・使用・提供の合理化 ・自主回収及び再資源化 ・取組状況の把握及び公開 等
市町村	・家庭から排出されるプラスチックの 分別収集・再商品化 等



ワンウェイプラ  
提供の有料化



使用済み容器の自主回収



- 各主体が役割を果たすことによる社会全体での資源循環の推進が必要
- 事業者の取組が法制定時に想定した効果をあげているか、国において定量的に把握・検証し、必要に応じて事業者への適切な対応が必要

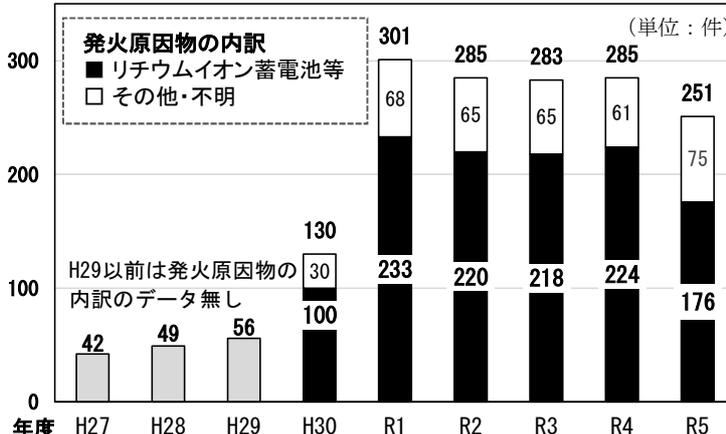
## ■ プラスチックの分別収集から再商品化に伴う市町村の負担について



- プラスチックの分別収集から再商品化に係る市町村の負担は大きい
- 事業者の取組が不十分な場合、流通したプラスチックは最終的に家庭から排出されることとなるため、市町村の負担が増大する
- 製造・販売事業者が費用を一定負担する制度の構築や確実な財政措置等により安定的な処理体制を確保する必要がある

## ■ リチウムイオン蓄電池等の混入による影響について

プラ製容器包装リサイクル事業者における発煙・発火件数の推移



- リチウムイオン蓄電池等の混入防止対策として、製造・輸入事業者により処理・再資源化される仕組みが必要
- 市町村における混入防止や混入時の確実な除去のためには、技術的・財政的な支援が必要

# カーボンニュートラルの実現に向けた廃棄物処理施設整備事業の推進について

【環境省】

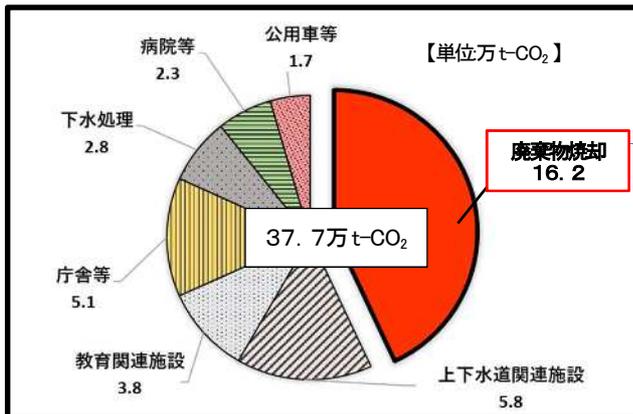
## ■ 要請事項

- 1 廃棄物処理施設計画を推進するため、廃棄物処理施設の整備におけるカーボンニュートラルに向け、具体的な支援の方策を早急に示すこと。
- 2 循環型社会形成を推進するために必要な廃棄物処理施設の整備事業として、堤根処理センターの整備に必要な財政措置について、今後も継続して実施し、脱炭素に資する設備等についても拡充すること。

## ■ 要請の背景

- 廃棄物分野における温室効果ガス排出量の削減に向けて、環境省 中央環境審議会 で審議された「廃棄物・資源循環分野における 2050 年温室効果ガス排出実質ゼロに向けた中長期シナリオ（案）」や「循環経済工程表」、「廃棄物処理施設整備計画」で脱炭素化の推進に向けた方向性が示されており、本市の廃棄物処理施設の新設や基幹的施設整備においても「2050 年カーボンニュートラル」の実現に向けて、より一層の取組が必要となっています。
- こうした中で、本市では中長期的に安定的な廃棄物処理体制を維持しながらカーボンニュートラル（以下、「CN」）を目指すため、今後の中長期の方向性を検討し、令和 6 年度には、「廃棄物処理施設の整備構想」を取りまとめることとしています。
- 廃棄物処理施設の建設には十年に及ぶ長期間を要し、今後整備する廃棄物処理施設は 2050 年以降も稼働することから、CN に向けた施設整備が必要であり、技術革新の動向を見据えながら、早急に具体的な計画を検討するため、国の具体的な支援の方策が求められます。
- 本市では、4 つのごみ焼却処理施設について長寿命化を図りながら 3 処理施設を稼働、1 処理施設を休止・建設中とする 3 処理センター体制を構築しています。現在、堤根処理センターや新たな浮島処理センターの整備について検討を進めており、これまでの高効率発電設備の導入に加えて、CN に向けた脱炭素に資する設備導入など、事業推進には多額な事業費が必要となります。

## ■ 廃棄物処理施設におけるCN化に向けた取組



《2022年度川崎市役所の温室効果ガス排出状況》

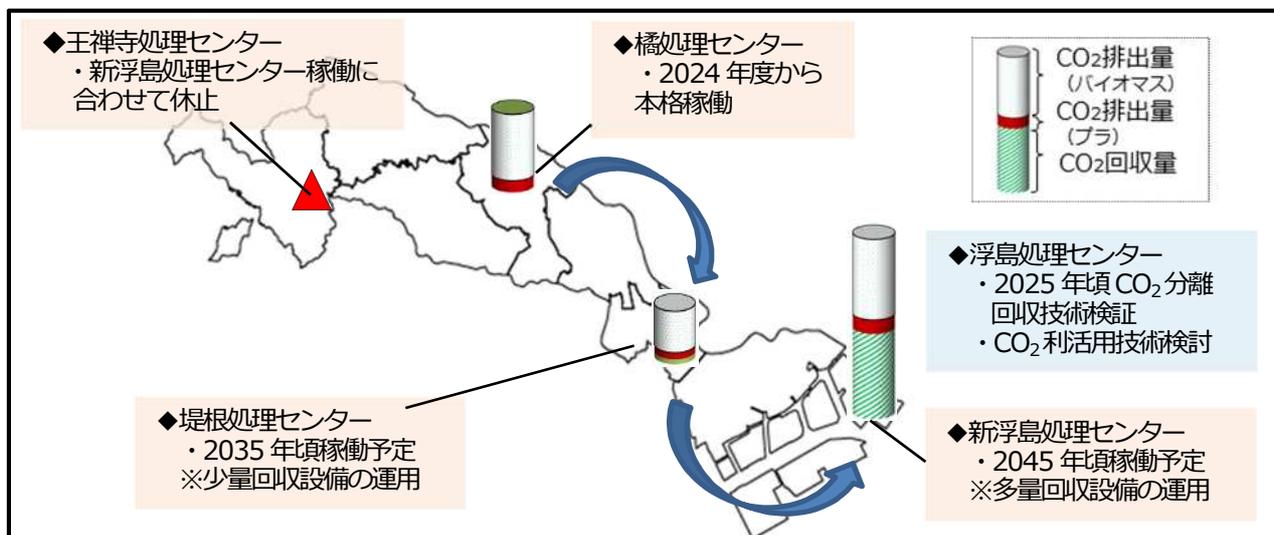
中長期を見据えたCN型施設整備構想

新設する廃棄物処理施設整備  
計画作成

CCUS等を見据えた  
民間企業との連携

**廃棄物処理施設のCN化**

## ■ 本市におけるCN型廃棄物処理体制に向けた整備の方向性



《本市の4処理施設におけるCN型廃棄物3処理体制イメージ図》

廃棄物処理施設におけるCCUS導入にあたって、中長期的に事業者と連携しながら炭素循環の取組を進め、3つのステップを踏み、2050年CNの実現を目指す

浮島処理センターゾーニング計画



**【Step3】2045年頃**  
新たな浮島処理センターで  
CNの実現に向けたCCUSの取組

浮島処理センター



**【Step1】2025年頃**  
浮島処理センター既存施設  
CO<sub>2</sub>分離回収技術・CO<sub>2</sub>利活用検討

堤根処理センターイメージ



**【Step2】2035年頃**  
堤根処理センター  
CO<sub>2</sub>少量回収設備実装  
・CCUS検証

更なる高度な設備とともに脱炭素に資する技術を導入し、2050年CNの実現に向けて廃棄物処理施設の整備を進める

- ・ 廃棄物処理施設整備における、CNに向けた具体的な支援の方策を示すこと。
- ・ 循環型社会形成を推進するため、廃棄物処理施設の整備事業に係る必要な財政措置について、今後も継続して実施し、脱炭素に資する設備等についても拡充すること。

# 殿町キングスカイフロントの国際戦略拠点形成と イノベーション・エコシステムの構築について

【内閣府・文部科学省・経済産業省】

## ■ 要請事項

- 1 国際戦略拠点である殿町キングスカイフロントのイノベーション・エコシステムを一層強化するため、ディープテック領域において、特に期間と資金を要するライフサイエンス分野のスタートアップに対する支援施策及び環境整備に対する財政支援を講じること。
- 2 ナノ医療イノベーションセンターにおける持続可能な開発目標（SDGs）に基づく未来のあるべき社会像の実現に向けた革新的な研究開発及び産学官共創システム構築等に対して必要な予算拡充を図ること。
- 3 京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区の取組を進めるため、税制をはじめ、規制の特例、財政、金融上の支援措置を継続すること。

## ■ 要請の背景

- 殿町キングスカイフロントにおいては、米国のインキュベーターBiolabs社と連携し、ライフサイエンス分野の創業期のスタートアップを原則2年間という短期間で急成長させる支援事業を実施しています。
- 支援期間終了時点では、一定の企業成長を見込んでいますが、グローバル展開する製薬企業からのM&Aや国内外の市場でIPOを短期間で実現するためには、フォローアップする施策が必要となっています。スタートアップに対する施策については、海外のインキュベーターと連携した成長支援が、資金調達やグローバル市場への事業展開に有効となることから、成長段階に応じたソフト・ハード両面からフォローアップ施策を持続的に実施するためには、国の財政支援が不可欠です。
- 世界が抱える高齢化等による社会的課題を解決するため「ナノ医療イノベーションセンター」での革新的研究開発・社会実装を一層加速させることが必要です。
- 『京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区』の目標実現のため、特区制度における各種支援措置の充実が必要です。令和6年度から税制上の支援措置における特別償却率及び税額控除率のそれぞれ引き下げがなされ、当特区の目標を実現するためには、各種支援措置の切れ目のない継続支援が今後も不可欠です。

## 殿町戦略拠点キングスカイフロントにおける拠点形成の状況

- ライフサイエンス関連を中心とした70機関が進出。
- 域内就業者は約5,200人（うちライフサイエンス分野の就業者は約1,600人（うち研究者は約900人））



- 多くの企業・機関が集積し、イノベーションが生まれる土壌が整いつつある



ナノ医療イノベーションセンターにおける革新的な研究開発をはじめとした研究活動及びスタートアップの創出・事業化支援の取組及びスタートアップの成長度合いに応じた支援・環境整備を強力に推進するために必要な予算拡充が必要

- 国際戦略総合特別区域の第3期計画が令和4年度から開始



キングスカイフロントにおける更なる拠点形成の推進に向けて「京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区」における各種支援措置の充実が必要

総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置については、令和6年度から特別償却及び法人税額の特例控除率のそれぞれ引き下げがなされましたが、当特区の目標を実現するためには、各種支援措置の切れ目のない継続支援が今後も不可欠

日本の成長戦略を牽引

我が国の国際的な産業競争力を強化

この要請文の担当課／臨海部国際戦略本部成長戦略推進部 TEL 044-200-2739

# 「新川崎・創造のもり」での量子技術をはじめとした研究開発拠点の形成に向けた取組の推進について

【内閣府・文部科学省・経済産業省】

## ■ 要請事項

- 1 「新川崎・創造のもり」での量子イノベーションパークの実現等に向けて、量子技術を核とするコンピューティング技術や、その基盤となる半導体等の最先端技術の研究開発拠点の形成等への財政支援を行うこと。
- 2 量子分野をはじめとした新たな産業の創出に向けて、若年層から産業人材までの体系的な人材育成の実施や、最先端技術の実用化に不可欠な部材・デバイス等のサプライチェーン構築に向けた企業の育成、研究開発への支援を行うこと。

## ■ 要請の背景

- 本市では、量子分野の多様な研究・実証・教育プロジェクトが市内全域で展開される「量子イノベーションパーク」の実現に向けた取組を推進し、その中核を担う「新川崎・創造のもり」において、研究者・企業等の集積を図り、量子・古典・AIの融合による量子ソフトウェアの研究開発や量子通信のテストベッド構築など、新技術・新産業の創出に取り組んでいます。
- 量子技術を核とする最先端コンピューティング技術や、その基盤となる半導体等の我が国の経済安全保障と密接に関連する重要技術の研究開発の加速、社会実装を実現する研究開発拠点を形成するため、良好な研究環境や海外人材も含めた高度人材を誘引するための機能、高度なセキュリティ環境の整備等が求められることから、「新川崎・創造のもり」の機能更新による施設・設備の機能強化が必要です。
- また、量子技術等の最先端技術の早期の実用化・産業化においては、これらの分野の人材の育成・確保に向けた人材育成プログラムの実施や、重要技術の国産化に向けた部材サプライヤの研究開発の促進等が必要です。
- 本市においては、全国に先駆けて量子技術等を担う若年層や産業人材向けの人材育成プログラムに取り組んでいますが、優れた技術を有するサプライヤ企業が多く立地していることから、人材育成や企業の取組に対しての国の支援も必要です。

# 1 量子イノベーションパークの中核を担う新産業創出拠点「新川崎・創造のもり」

新川崎・創造のもりは、「慶應義塾大学K<sup>2</sup>タウンキャンパス」やインキュベーション施設「かわさき新産業創造センター」(KBIC、NANOBIIC、AIRBIC 2階)が立地

- 計100室、8,100m<sup>2</sup>のインキュベーションラボを備え、入居率約100% (スタートアップ等 約50者が入居)
- クラス100・10000のクリーンルーム
- NANOBIIC内にアジア初のゲート型商用量子コンピューターが設置・稼働



IBM Quantum System One  
出典：日本IBM



## 2 量子イノベーションパーク実現に向けた「新川崎・創造のもり」の機能更新

慶應義塾と川崎市が「新川崎・創造のもり地区の機能更新等に関する協定」を締結(令和5年8月)し、相互に協力

### 慶應義塾が目指す世界に伍する研究開発拠点

- Society5.0の実現や社会課題の解決に貢献する拠点
- 社会実装、事業化が加速する研究開発拠点
- 世界トップレベルの多様な人材が惹きつけられ、根付く拠点
- 学際的、発展性のある拠点
- 連携、交流のエンタランスとなる拠点
- 科学技術を身近に学ぶ機会が提供され、次世代人材を輩出

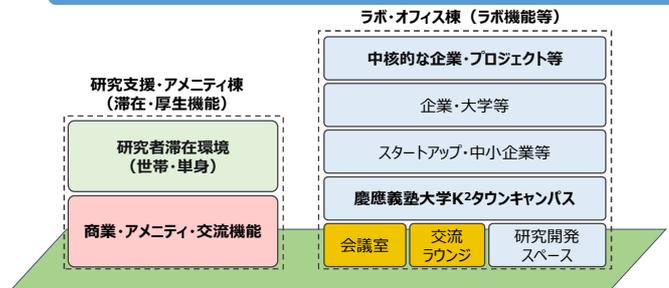
親和性  
相乗効果

### 川崎市が目指す創造のもりの中核とした量子イノベーションパーク

- 量子、AI、半導体等の「知」と「人材」の集積地
- 国内外から高度人材を呼び込む国際的な研究開発拠点
- 早期の社会実装化を意識した拠点の形成
- オープン・クローズ戦略を効果的に活用できる拠点の形成
- イノベーションが生み出される交流・コミュニティ環境を構築
- リラックスとリフレッシュができる自然と調和した研究環境の構築

### 【機能更新プラン】

- ・中核企業やスタートアップ等のラボスペースを拡張・新設
- ・海外からの研究者・家族の滞在スペース新設
- ・経済安全保障に配慮したセキュリティ対策の実施
- ・カフェ・レストランや緑との調和、公園との回遊性の整備による市民に開かれたエリアづくり



## 3 量子人材育成の取組

- 高校生向け量子人材育成プログラム「Kawasaki Quantum Summer Camp」(令和4年度～)  
日本IBM、東京大学との共催による量子分野の産業化をけん引する将来人材を川崎から輩出することを旨とした人材育成プログラム
- 量子コンピューティング入門セミナー(令和5年度～)  
慶應義塾大学との共催による量子コンピューターの活用に意思決定権を持つ経営者等を対象としたセミナーを開催  
今後、産業人材の育成プログラムを拡充予定



## 4 市内の量子コンピューター部材のサプライヤ企業

- 高周波同軸コネクタ製造企業  
量子ビットの制御、出力信号を伝達する信号線を繋ぐ部品を製造する企業  
(川島製作所株式会社・多摩区)
- 磁気シールド製造企業  
磁気ノイズから量子ビットを守る磁気シールドを製造する企業  
(株式会社オータマ・多摩区)
- 配線材用金属薄膜製造企業  
量子コンピュータの配線材、電磁波シールドの金属薄膜を製造する企業  
(リカザイ株式会社・中原区)



出典：経済産業省



出典：(株)オータマ



出典：リカザイ(株)

この要請文の担当課/経済労働局イノベーション推進部 TEL 044-200-3895

# 鉄道ネットワークの機能強化について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

## ■ 要請の背景

- 首都圏における都市機能の強化を図るため、鉄道ネットワークの形成や既存鉄道路線の輸送力増強等による混雑緩和に向け、計画的な取組を図る必要があります。
- 本市では、今後も人口の増加が見込まれており、「川崎市総合都市交通計画」に基づき、既存鉄道路線の機能強化や混雑緩和に向けた取組を推進しています。
- 首都圏や本市における鉄道ネットワークの形成は、広域的な都市間連携や、拠点機能及び拠点間連携の強化に資するものであり、整備のためには鉄道事業者や他自治体等と連携して取組を進める必要があります。
- 横浜市高速鉄道3号線延伸については、本市と横浜市が協調し、事業計画の合意形成を進め、令和2（2020）年1月に概略ルート・駅位置を決定したところであり、引き続き、横浜市と相互に連携・協力しながら、早期開業を目指して取組を進めています。
- 国際戦略総合特区及び国家戦略特区の重要なエリアである臨海部では、既存産業に加え、高度な研究開発機能の集積が着実に進んでおり、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であることから、川崎臨海部の目指す将来像として、「臨海部ビジョン」を策定し、その実現に向けた具体的な取組として鉄道などの基幹的な交通軸の整備等を含む「交通機能の強化」を基本戦略に位置付け、取組を推進しています。

## ■ 効果等

- 鉄道ネットワークの機能強化により、既存路線の混雑緩和が図られるとともに、羽田空港やリニア中央新幹線駅等へのアクセス強化や、首都圏における都市間連携の強化等による都市機能の向上が図られ、首都圏の国際競争力強化に繋がります。

## <鉄道ネットワークの機能強化の取組>



### 川崎市総合都市交通計画

#### 本市の交通政策の目標

- ① 首都圏機能の強化及び活力ある本市都市構造の形成に向けた交通環境の整備
- ② 誰もが安全、安心、快適に利用できる交通環境の整備
- ③ 災害に強い交通環境の整備
- ④ 地域特性に応じたきめ細やかなまちづくりを支える交通環境の整備
- ⑤ 地球にやさしい交通環境の整備

#### 鉄道交通施策の方向性

- ① 広域的な都市間の連携強化
  - ・本市拠点機能及び拠点間連携の強化
  - ・羽田空港へのアクセス強化
  - ・新幹線、リニア中央新幹線駅へのアクセス強化
  - ・臨海部の交通環境整備
- ② 公共交通へのアクセス向上
  - ・快適性の向上(混雑緩和・定時性確保)
  - ・安全、安心な移動環境の確保
  - ・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
  - ・地域(交通)分断の解消(交流の推進)
- ③ 耐震性の向上
  - ・多重性(リダンダンシー)の向上
- ④ 車両等の低炭素化、省エネルギー化の推進
  - ・公共交通の利用促進

#### 鉄道ネットワークの機能強化

鉄道ネットワークの機能強化に向けて、事業の進展に合わせた必要な財政措置や支援策の充実を図ること。

# 拠点地区等の整備推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

市街地開発事業や都市基盤の整備等による拠点地区等の整備推進について、各事業等の進捗に応じた財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 本市では、首都圏に位置する地理的優位性を活かした商業、業務、都市型住宅等の都市機能の強化と、隣接する都市拠点と連携した魅力と活力にあふれた都市拠点づくりに取り組んできました。
- 拠点地区等の整備は、地域の課題解決、都市防災力の向上、省エネ・脱炭素化、都市機能集積、賑わい創出、税収効果など、様々な効果を得ることができ、引き続き、川崎・小杉・新百合ヶ丘の広域拠点の整備による広域調和型のまちづくりと、交通利便性の高い地域生活拠点等の形成を推進し、魅力あるまちづくりを進めます。

## ■ 要請額

(単位：億円)

事業名及び地区名	令和7年度 計画事業費	内、国費
川崎駅周辺地区 (都市基盤整備事業・優良建築物等整備事業・市街地再開発事業)	約 47.5	約 23.5
小杉駅周辺地区 (都市基盤整備事業)	-	-
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区 (土地区画整理事業・優良建築物等整備事業・市街地再開発事業)	約 12.8	約 6.4
鷺沼駅周辺地区 (市街地再開発事業)	約 5.4	約 2.7
柿生駅周辺地区 (市街地再開発事業)	-	-
合計	約 65.7	約 32.6

## ■ 効果等

- 駅周辺の多様な都市機能集積や道路、駅前広場、公開空地等の整備など、駅を中心としたコンパクトなまちの形成を図ることで、市民生活の利便性及び安全性向上が図られるとともに、防災や環境に配慮した既成市街地の整備・改善を進めることにより、良好な都市環境の形成や都市防災力の向上が図られます。

〔令和7年度 主な計画事業〕

- ・都市基盤整備事業（川崎駅周辺地区、小杉駅北口駅前地区）
- ・市街地再開発事業（鷺沼駅前地区、京急川崎駅西口地区、登戸駅前地区）
- ・土地区画整理事業（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区）
- ・優良建築物等整備事業（京急川崎駅周辺 25 番地地区、向ヶ丘遊園駅前北地区など）



■ 今後の費用の見込み

(単位:億円)

事業名及び地区名	令和 8 年度計画		令和 9 年度計画	
	事業費	(内、国費)	事業費	(内、国費)
川崎駅周辺地区	約 23.9	約 13.4	約 47.0	約 23.7
小杉駅周辺地区	約 0.8	約 0.3	約 0.5	約 0.2
登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区	約 8.6	約 4.3	約 11.4	約 5.7
鷺沼駅周辺地区	約 10.6	約 5.3	約 18.8	約 9.4
柿生駅周辺地区	—	—	約 0.6	約 0.3
合計	約 43.9	約 23.3	約 78.3	約 39.3

**市街地開発事業や都市基盤の整備等による拠点地区等の整備推進について、各事業等の進捗に応じた財政措置を講ずること。**

この要請文の担当課／まちづくり局市街地整備部地域整備推進課（鷺沼・柿生駅周辺地区） TEL 044-200-2730  
 まちづくり局拠点整備推進室（川崎・小杉駅周辺地区） TEL 044-200-3805  
 まちづくり局登戸区画整理事務所（登戸・向ヶ丘遊園駅周辺地区） TEL 044-933-8511

# 新たなモビリティサービスの社会実装に向けた支援について

【経済産業省・国土交通省】

## ■ 要請事項

新たなモビリティサービスの社会実装に向けて、都市部における実証実験にかかる支援の充実、規制緩和を図ること。

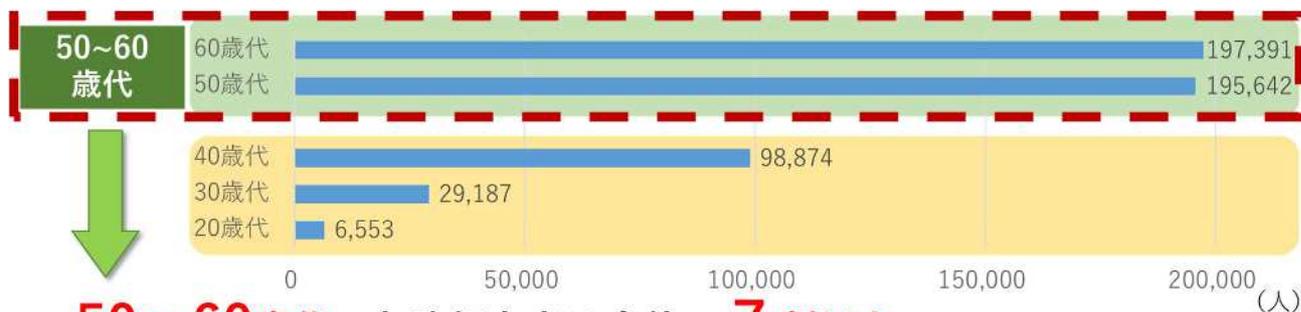
## ■ 要請の背景

- 路線バスの減便や廃止が全国に拡大しているなか、都市部の本市においても運転手不足等の影響により、路線バスを大幅に減便せざるを得ない状況が生じています。
- 現在のバス運転手は50歳代以上が中心で、市内バス事業者へのヒアリングでは、約10年後のバス運転手数は、現状から更に約3割減少することが見込まれており、地域公共交通の根幹である路線バスを維持することは困難な状況になっています。
- このため本市では、基幹となる路線に自動運転やBRTなどを活用したバス機能を集中させ、利便性の低下が懸念される地域には、新たなモビリティサービスであるデマンド交通の導入に向け、多様な主体と連携して取組を進めています。
- デマンド交通の実現に向けて、実証運行の実施費用や複数年にわたる継続的な国の支援や、ドライバーの確保に向けた柔軟な雇用機会の創出に資するエリアを限定した2種免許制度の創設などの規制緩和が必要となっています。

## ■ 効果等

- 路線バスの減便が避けられない状況下においても、予防保全的に新たなモビリティサービスを導入することにより、持続可能な地域公共交通ネットワークの維持・確保を図ります。
- あわせて、地域住民や事業者等の関係者との連携と協働を通じて、利便性・持続可能性・生産性を高め、都市部におけるモデルケースとなる地域公共交通の「リ・デザイン」を進めます。

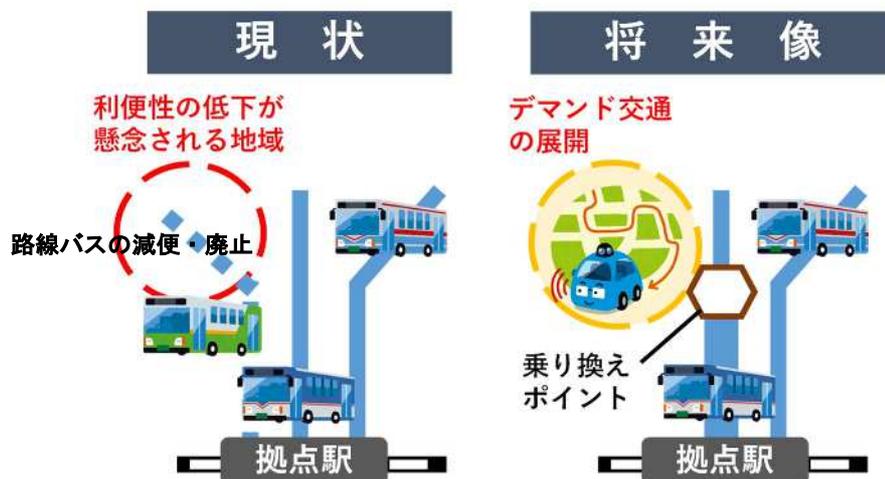
## <路線バスを運転できる人数と年齢層（大型2種免許保有者）>



**50～60歳代の免許保有者は全体の7割以上**  
**10年後のバス運転手は3割減少**

出典：警察庁運転免許統計（令和4年版）

## <本市における新たなモビリティサービスの展開イメージ>



## <本市で実証実験を行った取組の一例 のるーと KAWASAKI >



実施エリア：川崎区の一部  
 期間：R5.10～12月



のるーと KAWASAKI の周知のためのコトづくりイベント

新たなモビリティサービスの社会実装に向けて、都市部における実証実験にかかる支援の充実、規制緩和を図ること。

# 川崎臨海部の交通ネットワーク基盤の整備・充実について

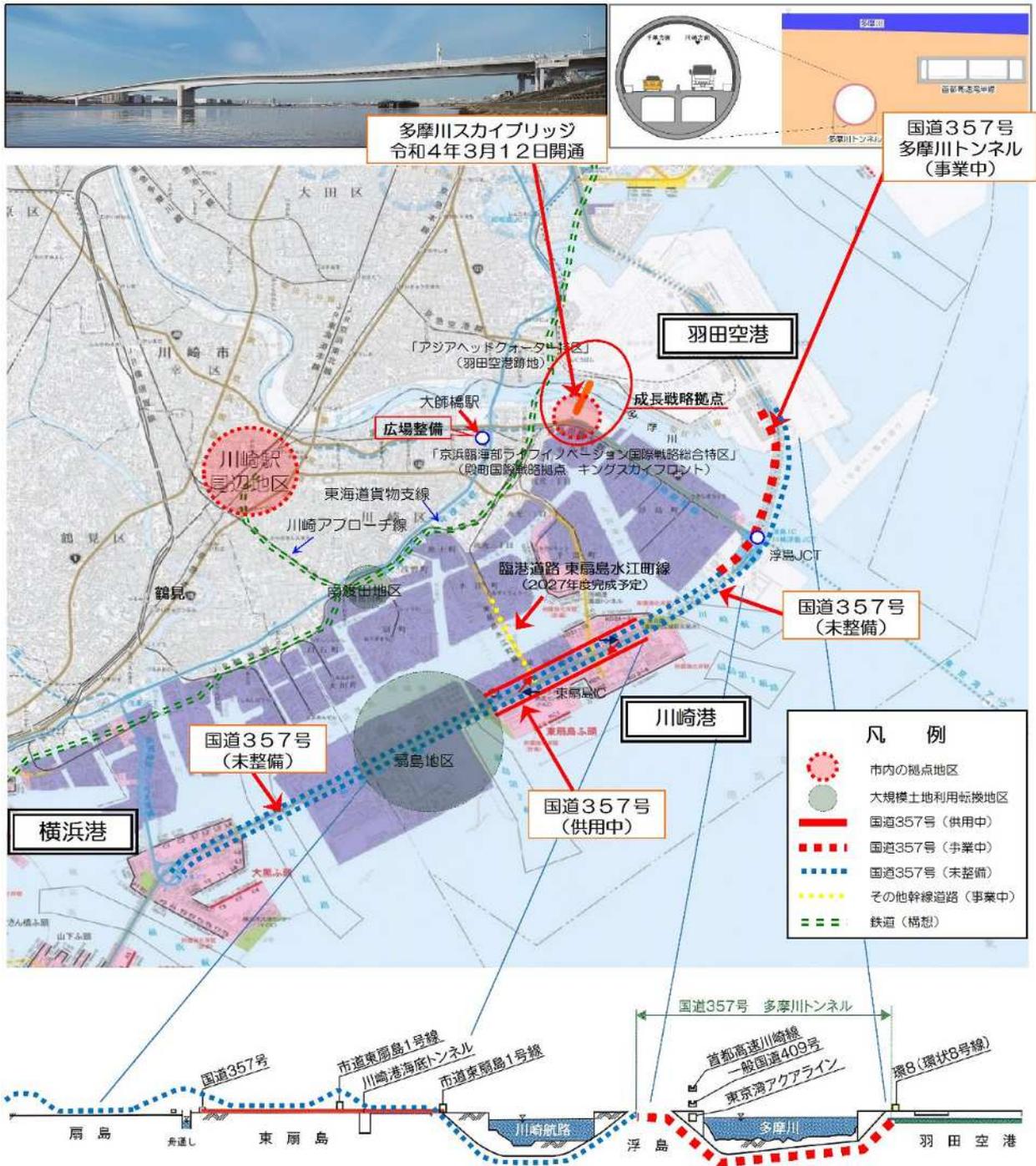
【内閣府・国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 川崎臨海部は、我が国の成長戦略の一翼を担う重要な地域であり、それを支える交通機能について幅広く強化を図るため、必要な財政措置等を講ずること。
- 2 羽田空港を中心とした成長戦略拠点の形成及びそれを支える交通基盤などのまちづくりについて、引き続き必要な支援を行うこと。
- 3 首都圏の国際競争力強化などに向け、国道 357 号について、着実かつ効率的・効果的に整備を進めること。併せて、新たな負担のあり方や推進方策の検討を行うとともに、引き続き、事業費の縮減や費用負担の平準化の検討を行うこと。

## ■ 要請の背景

- 川崎臨海部が日本経済の成長に貢献する地域として、持続的な発展を続けるためには、川崎臨海部全域における交通の円滑性が確保され、地区内外とのアクセスがしやすく、利便性の高い交通ネットワークを形成する基盤が必要となります。
- 川崎臨海部の交通基盤は、今後の大規模土地利用転換による将来の土地利用を見据えた交通機能の強化や、高速道路とのアクセス性向上、災害時の交通・物流機能の確保等の観点からも整備・充実が必要であり、羽田空港と京浜港との連携軸としても広域的な幹線道路ネットワークの整備が求められています。
- 令和 4（2022）年 3 月には多摩川スカイブリッジが開通し、多摩川両岸が一体的な成長戦略拠点として、更なる産業連携やアクセス機能の強化等が求められます。
- 国道 357 号の川崎市区間は、羽田空港の至近に位置しており、全国的にあまり例を見ない大規模なトンネル工事を複数控える直轄国道事業であることから、整備には膨大な事業費が見込まれますが、当該路線の特徴である広域的な整備効果等を考慮し、新たな負担のあり方や推進方策の検討が必要です。
- 国道 357 号は、首都圏の国際競争力の強化や川崎臨海部の活性化等を図る重要な路線であり、広域的な交通ネットワークの構築に向け、未整備区間の早期具体化を図るなど、着実な事業の推進が必要です。



### 川崎臨海部の持続的な発展



- ・川崎臨海部の基幹的な交通軸や新たな交通結節点の整備など交通機能の強化
- ・全国的にもあまり例を見ない事業環境を踏まえた国道357号の新たな負担のあり方の検討

この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室

TEL 044-200-0475

臨海部国際戦略本部拠点整備推進部 TEL 044-200-2547

# 道路施設等の老朽化対策、防災・減災対策について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 道路施設等の計画的な老朽化対策及び防災・減災対策に必要な財政措置並びに「5か年加速化対策」後における継続した支援を講ずること。
- 2 国土強靱化に関する防災・安全交付金について、交付要件を緩和すること。

## ■ 要請の背景

- 本市では、「橋りょう長寿命化修繕計画」「道路維持修繕計画」を策定し、道路施設等の計画的・効率的な点検・修繕による老朽化対策を実施していますが、予防保全の観点から措置を講じる必要があり、計画的な財源確保が不可欠となっています。
- 本市では、「かわさき強靱化計画」に基づき、緊急輸送道路上の道路施設等の防災・減災対策を実施していますが、令和6年能登半島地震など、近年、全国的に激甚化・頻発化する災害への対応として、事業効果の早期発現に向けた財政措置が必要です。
- 防災・減災対策のうち大規模な橋りょうの耐震対策は、工事が長期化し、国土強靱化に関する防災・安全交付金の交付要件を満たすことが困難となっています。

## ■ 費用

- 令和7年度補助事業費  
・ 道路メンテナンス事業費補助 約 6 億円 (国費 約 3.0 億円)  
・ 無電柱化推進事業費補助 約 1 億円 (国費 約 0.5 億円)  
・ 防災・安全交付金 約 3 億円 (国費 約 1.5 億円)

## ■ 効果等

- 劣化が進行する前に予防的な対策を実施することにより、大規模修繕や更新を回避し、通行規制等による市民生活への影響の軽減が図られます。
- 大規模災害による被害を最小限に抑え、被災しても迅速に復旧することができます。また、交付金制度の対象要件を、早期の効果発現が見込める事業に加え、中長期的に取り組む事業についても交付要件として追加することで、計画的な防災・減災対策の実施が可能となります。

## ● 主な道路施設の維持修繕事業



## ● 国土強靱化に関する防災・安全交付金の交付対象事例 (イメージ)

橋脚No	橋脚No	令和3年度 ～令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和12年度 以降
○○橋	工期	工事着手			全体完成 (効果発現)			
	年度別 費用	○億円	○億円	○億円	○億円	○億円		
●●橋	工期		工事着手				全体完成 (効果発現)	
	年度別 費用		○億円	○億円	○億円	○億円	○億円	
■■橋	工期	工事着手	鉄道との近接工事					全体完成 (効果発現)
	年度別 費用	○億円	○億円	○億円	○億円	○億円	○億円	

鉄道を跨ぐ橋りょうや橋脚が十数基ある橋りょうなどは、  
効果発現(橋りょう全体の耐震性能確保)に時間がかかる  
【比較的規模の大きい橋りょうの耐震補強】



- ・ 道路施設等の老朽化対策、防災・減災対策に必要な財政措置を講ずること
- ・ 「5か年加速化対策」後の継続した支援
- ・ 交付金制度の要件緩和

# 広域幹線道路網の整備推進について

【国土交通省】

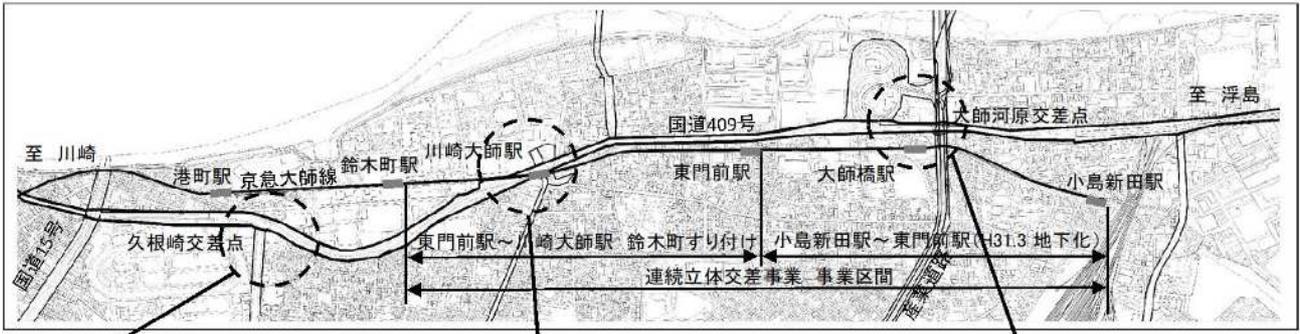
## ■ 要請事項

- 1 川崎縦貫道路について、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）との一本化の検討を行い、Ⅱ期計画の具体化を図り、事業を推進させること。
- 2 I期事業再開までの当面の措置として、国道409号について、大師ジャンクションから国道15号までの街路整備や、大師河原交差点に架かる歩道橋の架け替えを早期に完了させること。

## ■ 要請の背景

- 川崎縦貫道路は、I期事業の大師ジャンクション以西の整備が先送りされ、再開に当たっては、Ⅱ期計画について、東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）との一本化の検討を含めた幅広い検討を進めていくことが必要です。
- I期事業再開までの当面の措置である国道409号の街路整備の事業進捗が図られていないため、地元経済団体や住民組織等が早期完成を強く求めています。
- 大師河原交差点周辺では京急大師線が地下化され、大師橋駅前広場等の整備が進められていることから、駅へのアクセス経路となる大師河原交差点にかかる歩道橋のバリアフリー化を含めた早期の架け替えや、交差点周辺で常態化している国道409号の渋滞対策が必要です。
- 川崎大師駅周辺では、鉄道の地下化が計画されていますが、踏切除却までには時間を要するため、交通円滑化に向けた対応が必要です。
- 本市臨海部では、扇島等において大規模な土地利用転換が進められていることから、本市まちづくりにおける広域幹線道路網の担う役割を踏まえた検討を進めていくことが必要です。

## ○国道409号街路整備状況



## ○東京外かく環状道路（東名高速～湾岸道路間）計画検討協議会資料より



※ 東京外かく環状道路(東名高速～湾岸道路間)計画検討協議会資料を一部加工

- ・ II期計画の具体化を図ることによる川崎縦貫道路事業の推進
- ・ I期事業再開までの当面の措置である国道409号街路整備の推進

この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室 TEL 044-200-2038

# 首都高速道路等の料金施策に係る措置について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

利用者の負担軽減に向けた、各種割引制度等の見直しをはじめとする利用者の利便性向上策について引き続き取り組むこと。

## ■ 要請の背景

- 令和4（2022）年4月より導入された料金体系では、料金水準の平準化や深夜割引の導入、大口多頻度割引が拡充され、さらに、令和5年3月からは障害者割引制度の拡充などが行われましたが、期限を設けた割引制度もあり、割引制度終了後の物流事業者等への影響や一般道への交通転換が懸念されます。
- 本市物流事業者からは、令和4（2022）年3月末で終了となった「車種区分における暫定措置」比率の変更によって「中型車」「特大車」が影響を受けていることから負担増となっているとの声が寄せられており、「大口・多頻度割引の車両単位割引における基本割引率の拡充」や「特大車における中央環状線の内側を通行しない利用分の割引率の拡充」等の対応が求められています。
- 令和5（2023）年12月に示された「新たな高速道路料金に関する基本方針」では、「世界一効率的な利用」を実現するシームレスな料金体系の構築を目指すこととされていることから、これまでの料金施策の効果検証を行い、利用者目線に立った料金施策に取り組んでいくことが必要です。

## ■ 効果等

- 交通の分散化による移動・輸送時間の短縮
- 高速道路の利用促進による一般道の渋滞緩和
- 平均旅行速度の向上による二酸化炭素、窒素酸化物等の削減、沿道環境改善など

# 令和4年4月より導入された「首都圏の新たな高速道路料金」について

## ○ 料金水準の平準化（新上限料金）

変更前（令和4年3月31日まで）

	上限料金（税込）
軽自動車等	1,090円
普通車	1,320円
中型車	（激変緩和適用）1,410円
大型車	2,080円
特大車	（激変緩和適用）2,650円

変更後（令和4年4月1日以降）

	上限料金（税込）
軽自動車等	1,590円
普通車	1,950円
中型車	2,310円
大型車	3,110円
特大車	5,080円

激変緩和措置の適用がなくなり  
更なる負担増

利用者の利便性向上や  
負担軽減につながる制度

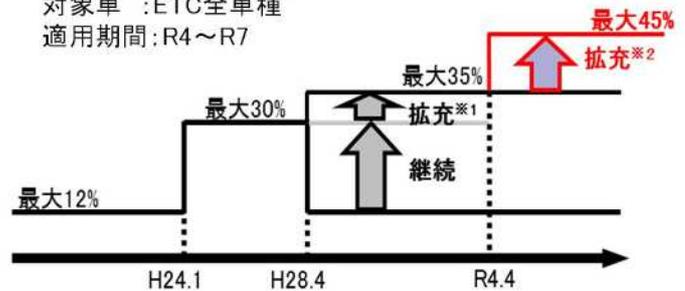
## ○ 深夜割引の導入

割引率：20%割引  
対象車：ETC全車種  
適用期間：R4～



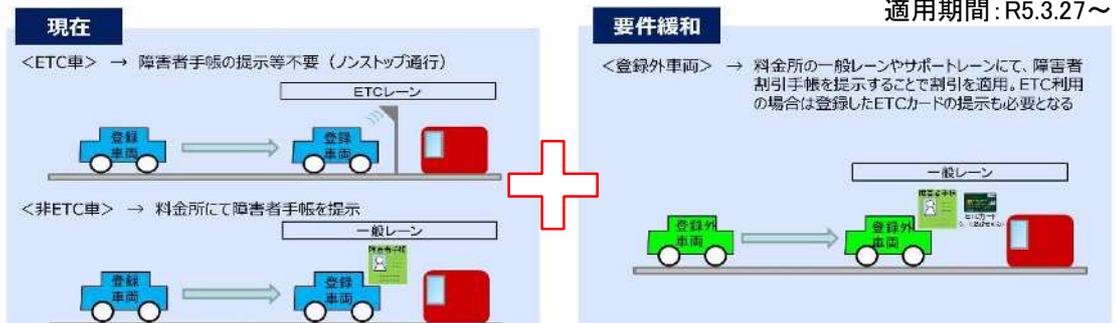
## ○ 大口・多頻度割引の拡充

割引率：最大45%割引  
対象車：ETC全車種  
適用期間：R4～R7



※1 中央環状線の内側を通過しない交通に限定  
※2 拡充10%のうち、5%は中央環状線の内側を通過しない交通に限定

## ○ 障害者割引制度の拡充



○上記による割引はあるものの、激変緩和措置が終了したことから、中型車と特大車の更なる負担増となり、物流への影響等が懸念される

**引き続き、利用者の利便性向上策についての検討が必要**

この要請文の担当課／建設緑政局広域道路整備室 TEL 044-200-2038

# 幹線道路の整備推進について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

道路整備、街路整備を推進するため、当初予算を含めた必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 幹線道路は、持続可能な物流システムとしての機能や道路交通の脱炭素に向けた取組など、社会経済を支えるインフラとしての基本的な役割を果たしています。
- こうした中、本市の幹線道路網の整備は未だ低い水準にあり、橋梁整備などによる京浜間の連携強化とともに、南北に長い地理的特性もあり、臨海部から丘陵部に向けた市域縦貫方向の交通軸の機能強化が課題となっています。
- 令和6年能登半島地震など、近年、全国的に激甚化・頻発化する災害への対応として、緊急輸送道路の無電柱化や踏切道の改良を着実に進め、市域の防災力を更に向上させる必要があります。
- さらに、通学路における交通安全を確保するためには、幹線道路においても対策が必要な箇所における歩道整備等を着実に進める必要があります。

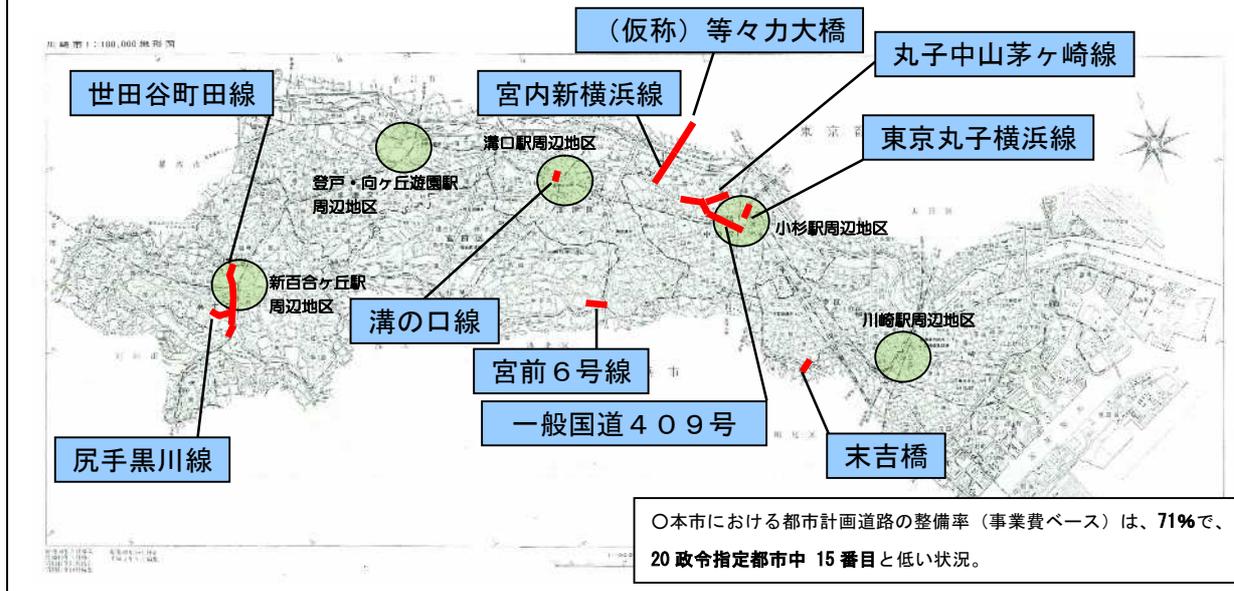
## ■ 費用

- |               |         |              |
|---------------|---------|--------------|
| ○ 令和7年度計画事業費  | 約 98 億円 | (国費 約 43 億円) |
| ・ 道路・橋梁事業     | 約 43 億円 | (国費 約 19 億円) |
| ・ 街路事業        | 約 53 億円 | (国費 約 23 億円) |
| ・ 住宅市街地総合整備事業 | 約 2 億円  | (国費 約 1 億円)  |

## ■ 効果等

- 緊急輸送道路の無電柱化と踏切道の改良による災害に強いまちづくりの推進
- 歩道整備等による通学児童等の安全・安心な歩行空間の確保
- 渋滞等の緩和による自動車交通の円滑化

# 川崎市の主な事業中の幹線道路



宮内新横浜線（子母口）【整備前】



宮内新横浜線（子母口）【R5供用開始】



尻手黒川線（IV期）【トンネル施工中】



尻手黒川線（IV期）【完成イメージ図】

**幹線道路網の早期整備に向けて、当初予算を含めた必要な財政措置を講ずること。**

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-2798

# 京浜急行大師線連続立体交差事業について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

京浜急行大師線連続立体交差事業については、1期区間の事業推進に係る支援をすること。

## ■ 要請の背景

- 京浜急行大師線連続立体交差事業は、円滑な交通流の確保を目的としており、踏切における交通渋滞や事故を解消するとともに、騒音、排気ガス等の自動車公害の低減、線路によって分断されている地域の一体化や防災性の向上等が図られます。
- 本事業区間の周辺では、キングスカイフロントを中心とした世界最高水準の研究開発から新産業を創出するエリア形成が進んでおり、また令和4年3月には羽田空港に直結する多摩川スカイブリッジが開通したことなどから、更なる交通機能の強化に向けた踏切の除却や、周辺地域の活性化が期待されています。
- 「小島新田駅～東門前駅」区間については、段階的な整備として、平成31年の地下切替により4箇所の踏切を除却して交通渋滞の解消等を図り、令和5年度は大師橋駅及び小島新田駅の各新駅舎を使用開始し、現在は令和6年度の完成に向けて、仮駅舎の撤去や外構工事などを進めております。
- 「東門前駅～川崎大師駅 鈴木町駅すり付け」区間については、令和5年2月の事業再評価において、「1期区間全体は事業継続」としており、現在は、事業費と工期の縮減等や、周辺地域との一体的なまちづくりの検討を進めております。

## ■ 費用

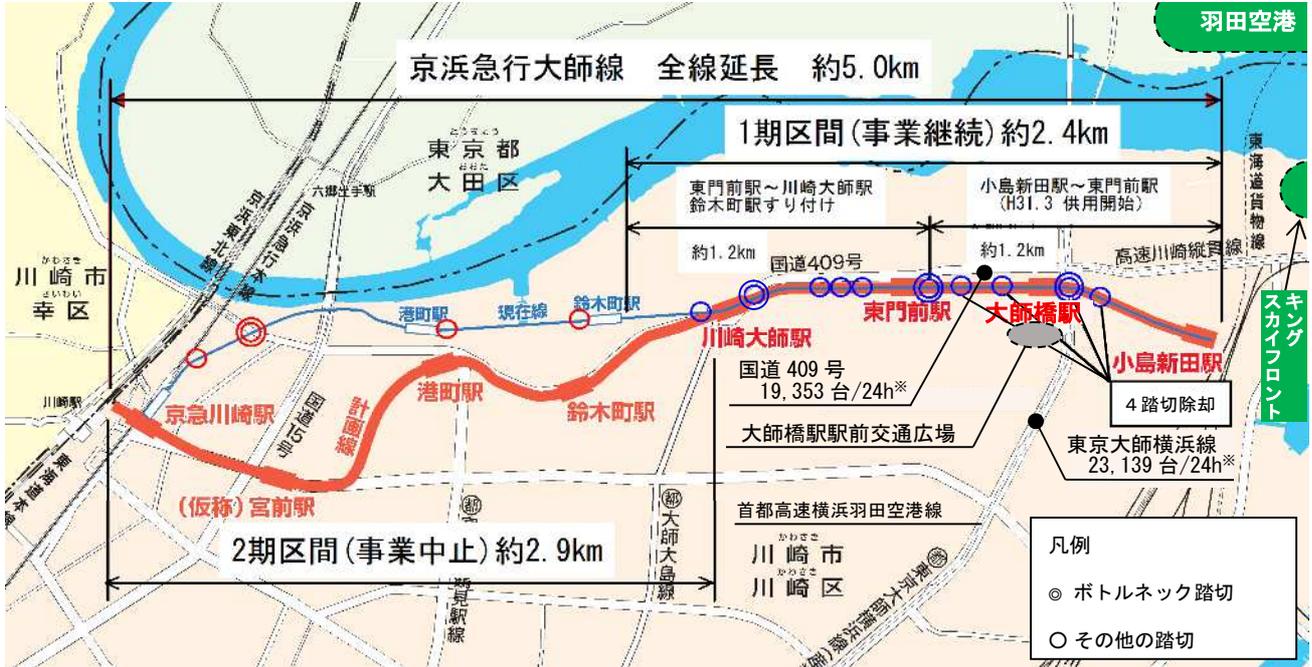
- 総事業費：約1,693億円（補助対象事業費：約1,594億円）

## ■ 効果等

- 10箇所の踏切除却による交通事故や渋滞解消及び周辺交通円滑化、沿線環境改善
- 京浜急行大師線の地下化による周辺地域との一体的なまちづくりの実現等

# 京浜急行大師線連続立体交差事業の概要

## 1 事業概要



※令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査一般交通量調査集計表(国土交通省)

## 2 諸元

- 計画区間 小島新田駅～鈴木町駅
- 事業採択 昭和63年度
- 計画期間 平成5年度～令和6年度
- 事業の概要 延長 約2.4 km  
除却踏切数 10箇所
- 総事業費 約1,693億円  
(国費約816億円、市費約839億円、鉄道事業者負担額約38億円)
- 補助対象事業費 約1,594億円  
(小島新田駅～鈴木町駅については、地下構造に対する補助対象額)

## 3 スケジュール

- 令和5年度 1期区間(小島新田駅～東門前駅): 大師橋駅・小島新田駅駅舎使用開始
- 令和6年度 1期区間(小島新田駅～東門前駅): 段階的整備の完了
- 令和7年度以降 1期区間(小島新田駅～川崎大師駅)の事業推進

**本事業については、1期区間の事業推進に係る支援をすること。**

この要請文の担当課／建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-2747

# J R南武線連続立体交差事業について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

J R南武線（矢向駅から武蔵小杉駅まで）連続立体交差及び関連都市計画道路整備について、工事着工に向けた取組に必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- J R南武線は、川崎駅から立川駅までを結び、首都圏において環状方向の鉄道輸送の一翼を担う鉄道路線であり、本市域を縦断し、市内の各拠点を結ぶ、本市において重要な交通基盤です。
- 沿線の武蔵小杉駅や鹿島田駅周辺では、企業の研究開発機能の集積や大規模な都市型住宅の整備が進んでいますが、一方で、開かずの踏切に起因する国道409号などの渋滞や踏切遮断中の横断といった道路交通に関する課題、また、路線バスの速達性の低下・通学児童などの安全性の低下など地域の生活利便性や生活環境に関する課題、さらには、災害発生時の物資輸送を担う緊急輸送道路や広域避難場所への避難路確保など、災害に対する課題が顕在化しています。
- 令和3年度に構造工法を仮線高架工法から事業費の縮減や事業期間の短縮が見込まれる別線高架工法に見直し、令和6年度に都市計画決定および事業認可取得を行い、事業に着手してまいります。事業着手後は、速やかに用地取得など工事着手に向けた取組を進めるとともに、関連都市計画道路についても着実に整備を行うための計画的な財源確保が必要となります。

## ■ 費用

- 総事業費：約1,387億円（補助対象事業費：約1,279億円）
- 令和7年度計画事業費 約47.6億円（国費 約23.8億円）

## ■ 効果等

- 踏切除却による交通円滑化及び渋滞の緩和、公共交通の生活利便性の向上や沿線小学校の通学路踏切の危険性解消、緊急輸送道路や広域避難場所への避難路確保

法指定を受けた踏切の混雑状況



⑥鹿島田踏切(幸区)



⑬向河原駅前踏切(中原区)

現在の取組



令和5年度オープンハウス型説明会開催状況  
(約3,500名来場)

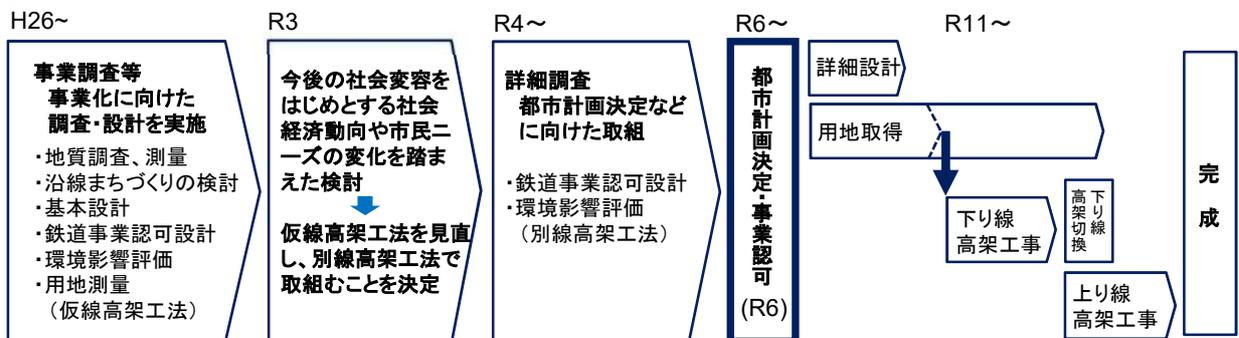
- 事業区間 : 矢向駅~武蔵小杉駅間(延長 約4.5km)
- 区間の踏切 : 9箇所 ⑤~⑬ (全て踏切道改良促進法指定踏切)
- 関連都市計画道路整備 : 矢向鹿島田線他4路線(延長 約8.8km)



NEC、三菱ふそう、東芝、キヤノンなどの世界的企業、KBIC、NANO BICなど産学官連携研究開発機能が集積

連立化により地域課題を解決して、沿線のポテンシャルを更に高め、暮らしやすく働きやすいまちづくりを実現!!

■ スケジュール



本事業については、工事着工に向けた取組に必要な財政措置を講ずること。

この要請文の担当課/建設緑政局道路河川整備部道路整備課 TEL 044-200-3499

# 川崎港の機能強化について

【国土交通省】

## ■ 要請事項

- 1 国際戦略港湾「京浜港」の一翼を担う川崎港において、国際競争力の強化に向けた物流機能の強化や防災機能の強化を図るため、臨港道路東扇島水江町線の令和9年度完成に必要な財政措置及びコスト縮減策を講ずること。
- 2 港湾脱炭素化推進計画の推進に必要な措置を講ずること。
- 3 港湾物流機能を安定的に確保するため、港湾施設の老朽化対策に必要な財政措置を講ずること。
- 4 大規模災害等に備えるため海岸保全施設整備に必要な財政措置を講ずること。

## ■ 要請の背景

- 東扇島地区は、物流車両の増加に対応するための交通機能の拡充及び内陸部と基幹的広域防災拠点とを結ぶ緊急物資輸送ルートのリダンダンシー（代替性）の確保が重要な課題です。臨港道路東扇島水江町線整備については、より一層のコスト縮減及び整備促進を図り、交通ネットワークを早期に強化することが必要です。
- 本市では、川崎港港湾脱炭素化推進計画（カーボンニュートラルポート形成計画）を令和5年度に策定しており、計画の推進にあたっては、国の支援が必要です。
- 今後急速に老朽化が進行する川崎港の港湾施設について、ライフサイクルコストの縮減や施設機能を安定的に確保するため、老朽化対策の実施に向けた着実な予算確保が必要です。
- 激甚化・頻発化する地震・台風による津波や高潮等の自然災害、気候変動による海面上昇等に備えるため、海岸の防災・減災対策を推進することが必要です。

## ■ 費用

- 令和7年度計画事業費 約96.8億円（国費 約58.3億円）
  - ・直轄事業 約86.8億円（国費 約53.9億円）
  - ・補助事業等 約9.9億円（国費 約4.3億円）

## 臨港道路東扇島水江町線

現状



- ・交通機能の拡充による物流機能の強化
- ・緊急物資輸送ルートのリダンダンシー（代替性）の確保による防災機能の強化

整備後



臨港道路  
東扇島水江町線  
の整備

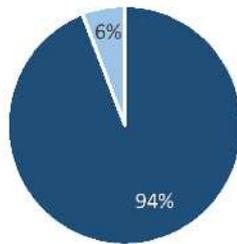
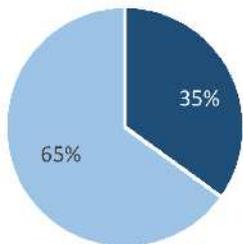
## 港湾施設の老朽化対策

### 川崎港の施設の状況例

設置後50年を経過する川崎港港湾施設（公共）の割合

2020年時点

2050年時点



川崎港では港湾施設における供用開始後50年以上経過する割合が25年後には94%に急激に増加



鉄筋露出や発錆



エプロンの沈下



陥没

## 海岸保全施設

現状



(角落し式の例)

防潮扉の閉鎖には、相当な労力と時間が必要

改良後



(引戸式の例)

防潮扉の改良による操作性の向上により、労力と閉鎖時間の低減が実現

安全性  
向上

**国際戦略港湾「京浜港」の一翼を担う川崎港の物流機能及び防災機能の強化に必要な財政措置を講ずること。**

この要請文の担当課／港湾局整備計画課 TEL 044-200-3060

令和7年度  
国の予算編成に対する要請書

令和6年6月

編集 川崎市財政局財政部資金課

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 044(200)2183



